

瑞浪市まちづくり基本条例に基づく  
取組み推進方針  
(平成27年度～平成31年度)

◆平成27年度 評価表

平成28年7月

瑞浪市

瑞浪市まちづくり基本条例見出し

章		節		款		見出し		
第1章	総則					第1条 目的		
						第2条 定義		
						第3条 条例の位置付け		
第2章	まちづくりの基本原則					第4条 まちづくりの基本原則		
第3章	まちづくりを担う主体	第1節	市民等	第1款	市民	第5条 市民の権利		
						第6条 市民の責務		
				第2款	多様な担い手	第7条 自治会		
						第8条 まちづくり推進組織		
						第9条 子ども及び若者		
						第10条 市民活動団体		
				第2節	議会			第11条 議会の役割と責務
				第3節	行政	第1款	市長	第12条 市長の役割と責務
								第2款
						第14条 情報		
		第15条 総合計画等						
		第16条 執行機関の組織						
		第3款	市の職員	第17条 市の職員の役割と責務				
第4章	参加の仕組み					第18条 参加		
						第19条 住民投票		
第5章	実効性の確保					第20条 市民まちづくり会議の設置		
						第21条 条例の見直し		

### 条ごとにおける各課の取組件数一覧表

	第1条	第3条	第7条	第8条	第9条	第10条	第13条	第14条	第15条	第16条	第17条	第18条	第19条	第20条	第21条	
総務課		1					1	3		1		1				7
企画政策課							4	3	2	1		4				14
秘書課											2					2
税務課																0
市民課																0
市民協働課	1		8	6	4	3					2	1	1	2	1	29
生活安全課												1				1
稲津コミュニティセンター																0
陶コミュニティセンター																0
釜戸コミュニティセンター																0
大湫コミュニティセンター																0
日吉コミュニティセンター																0
選挙管理委員会																0
社会福祉課																0
高齢福祉課																0
地域包括支援センター												1				1
保険年金課																0
健康づくり課																0
農林課																0
商工課																0
環境課					1											1
窯業研究所																0
クリーンセンター																0
土木課																0
都市計画課																0
上下水道課																0
教育総務課																0
学校教育課																0
学校統合推進室																0
社会教育課				1	1			1								3
学校給食センター																0
スポーツ・文化課																0
消防本部					1											1
	1	1	8	7	7	3	5	7	2	2	4	8	1	2	1	59

※一部取組においては、複数の条に該当するため重複計上(再掲表示)しているものがあります。

【市民協働課計上分】

- ・市民活動補償保険制度の設置 7条・8条・10条(P6/P15/P28)
- ・まちづくり活動拠点施設の整備 7条・8条・10条(P10/P16/P29)
- ・集落支援員制度の導入 7条・8条(P12/P18)
- ・夢づくり市民活動補助制度の設置運用 9条・10条(P22/P27)

瑞浪市まちづくり基本条例に基づく取組み推進方針 評価表

	条数	第1条					
	条文見出し	目的					
	条文	この条例は、前文に掲げられた基本理念にのっとり、瑞浪市におけるまちづくりに関する原則及び仕組み、市民の権利及び責務、議会及び行政の責務等を定め、市民主体のまちづくりを推進することを目的とします。					
	取組み	条例のPR					
	担当課	市民協働課					
D o 行動計画	スケジュール	年 度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
		取組み内容	広報・PR冊子の印刷配布 記念講演	広報・PR冊子の印刷配布 生涯学習出前講座の実施	広報・PR冊子の印刷配布 生涯学習出前講座の実施	広報・PR冊子の印刷配布 生涯学習出前講座の実施	広報・PR冊子の印刷配布 生涯学習出前講座の実施
	備 考		27年度見直し				
	現況評価及び今後の方向性	まちづくり基本条例は、平成25年度にまちづくり条例準備委員会を設置、その後平成26年度に条例審議会を設置して策定の準備を進めてきました。この間、地域懇談会やパブリックコメント等により条例の取組みに関して周知を図ってきましたが、十分ではありません。このため、条例の施行前から、広報や、HP、PR冊子の印刷などにより条例のPRを行います。					
C h e c k 評価	取組み結果	広報誌掲載 PRチラシ・冊子の作成 記念講演					
	27年度に取り組んだ内容	広報みずなみにおいて、条例の解説を4号に渡り連載しました。また、7月の条例施行にあわせて、まちづくり基本条例のチラシを作成し全戸配布を行ったほか、7月にまちづくり記念講演を開催し、76名の参加がありました。条例では、子どものまちづくり参加についても規定していることから、子どもにわかりやすい内容でまちづくりのパンフレット冊子を作成しました。市職員に対し、5月にワークショップ形式にて、条例の理解を深める研修を行いました。					
	27年度における所属長の評価	各種会合等の機会を活用して条例の周知に努めました。					
A c t 改善	次年度に向けて見直す内容・改善する内容など	各種団体の役員だけでなく、市民皆が条例を知ることのできるように、チラシや冊子を活用したPRの必要があります。					
P l a n 次年度計画	次年度における具体的取組み	ホームページ、チラシ、冊子等により、引き続きまちづくり基本条例のPRを行います。また、まちづくり基本条例について生涯学習出前講座のメニューに加えており、希望の地域、団体、グループに対し、講義を行うことで、条例の理解を深めます。					

瑞浪市まちづくり基本条例に基づく取組み推進方針 評価表

	条数	第3条					
	条文見出し	条例の位置付け					
	条文	市は、他の条例等の制定及び改廃にあたっては、この条例の趣旨を尊重します。					
	取組み	条例等策定時のまちづくり基本条例との整合性確認					
	担当課	総務部総務課					
D o 行動計画	スケジュール 取組み	年 度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
		取組み内容	審査段階で整合性確認	審査段階で整合性確認	審査段階で整合性確認	審査段階で整合性確認	審査段階で整合性確認
		備 考					
	現況評価及び今後の方向性	①各課等は、条例・規則・要綱を制定及び改廃するにあたり、まちづくり基本条例との整合性を確認します。 ②法令審査委員会は、法令審査委員会の審査段階で、まちづくり基本条例との整合性を確認します。					
C h e c k 評価	取組み結果	・条例、規則等の制定及び改正において、整合性を確認した。					
	27年度に取り組んだ内容	瑞浪市の全例規の制定及び改正において、本条例との整合を図りました。					
	27年度における所属長の評価	例規の制定・改廃において、まちづくり基本条例との整合が図られています。					
A c t 改善	次年度に向けて見直す内容・改善する内容など	特に大きな見直しや改善はありません。					
P l a n 次年度計画	次年度における具体的取組み	引き続き、瑞浪市の全例規の制定及び改正において、本条例との整合を図ります。					

瑞浪市まちづくり基本条例に基づく取組み推進方針 評価表

	条数	第7条					
	条文見出し	自治会					
	条文	<p>①市は、自治会を多様な担い手によるまちづくりの中心的な役割を果たす組織として位置付け、自治会から提出される意見及び提案を総合的に検討し、市政に反映させます。</p> <p>②市民及び市は、自治会の地域自治を担う重要な役割を認識し、その活動を尊重するものとします。</p> <p>③住民は、原則として自治会へ加入するものとします。</p>					
	取組み	自治会活動支援					
	担当課	市民協働課					
D o 行動計画	スケジュール 取組み	年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
		取組み内容	連絡調整等事務支援	連絡調整等事務支援	連絡調整等事務支援	連絡調整等事務支援	連絡調整等事務支援
		備考					
現況評価及び今後の方向性	<p>自治会との協働によるまちづくりを進めるため、市政協力事業交付金や市民活動補償制度等による財政的支援を行います。また、自治会の連合体である連合自治会を通じて、市内自治会との調整を行います。</p> <p>夢づくり地域活動支援室による人的支援を行います。</p> <p>各区の適切な規模確保について、支援を行います。</p>						
C h e c k 評価	取組み結果	連絡調整等事務支援					
	27年度に取り組んだ内容	<p>市政協力事業交付金等による財政的支援及び夢づくり地域活動支援室による人的支援を行うことで自治会活動の支援を行いました。また、市と各地区の連絡調整及び情報交換の場として、連合自治会を年6回開催しました。さらに、補償保険に加入することで、安心した自治会の奉仕活動等の体制を整えました。</p> <p>他に、転入・転居者に対し、自治会加入促進リーフレット及び自治会加入申込書を配布し、自治会加入への後押しを行いました。</p>					
	27年度における所属長の評価	財政的支援及び人的支援の両面により、自治会活動支援が図られています。					
A c t 改善	次年度に向けて見直す内容・改善する内容など	自治会加入率の向上に向け、自治会活動のPRを行っていく必要があります。小規模自治会の在り方について、検討していく必要があります。					
P l a n 次年度計画	次年度における具体的取組み	<p>引き続き財政的支援及び人的支援を行うほか、市と各地区の連絡調整及び情報交換の場として連合自治会を開催します。</p> <p>安心した自治会の奉仕活動等のため、引き続き、補償保険に加入します。</p> <p>転入・転居者に対し、自治会加入促進リーフレット及び自治会加入申込書を配布し、自治会加入への後押しを行います。</p> <p>小規模自治会の在り方についての相談に応じます。</p>					

瑞浪市まちづくり基本条例に基づく取組み推進方針 評価表

	条数	第7条					
	条文見出し	自治会					
	条文	<p>①市は、自治会を多様な担い手によるまちづくりの中心的な役割を果たす組織として位置付け、自治会から提出される意見及び提案を総合的に検討し、市政に反映させます。</p> <p>②市民及び市は、自治会の地域自治を担う重要な役割を認識し、その活動を尊重するものとします。</p> <p>③住民は、原則として自治会へ加入するものとします。</p>					
	取組み	市民活動補償保険制度の設置					
	担当課	市民協働課					
D o 行 動 計 画	スケジュール	年 度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
		取組み内容	新制度運用開始	制度運用	制度運用	制度運用	制度運用
		備 考	新規事業				
現況評価及び今後の方向性	<p>公益活動時の補償については、これまで見舞金を支給していましたが、まちづくり活動のさらなる活性化のために、安心して自治会活動に取り組める環境整備が必要であり、市民活動補償制度を整備し運用します。</p>						
C h e c k 評 価	取組み結果	新制度運用開始					
	27年度に取り組んだ内容	<p>広報みずなみ、ホームページ及び自治会ハンドブックへの掲載、チラシの作成による制度のPRを行いました。また、各地区区長会において説明を行い、制度の周知に努めました。</p>					
	27年度における所属長の評価	<p>制度運用開始により、安心して公益活動に参加していただく環境整備が図られました。</p>					
A c t 改 善	次年度に向けて見直す内容・改善する内容など	<p>自治会活動による事故・怪我等には様々なケースがあるため、補償保険の適用・不適用ケースの把握に努める必要があります。</p>					
P l a n 次 年 度 計 画	次年度における具体的取組み	<p>引き続き、制度周知と適正な制度運用を行います。 補償保険活用ケースについてのデータベース化を行い、適用・不適用の判断に対応できるようにします。</p>					

## 瑞浪市まちづくり基本条例に基づく取組み推進方針 評価表

	条数	第7条					
	条文見出し	自治会					
	条文	<p>①市は、自治会を多様な担い手によるまちづくりの中心的な役割を果たす組織として位置付け、自治会から提出される意見及び提案を総合的に検討し、市政に反映させます。</p> <p>②市民及び市は、自治会の地域自治を担う重要な役割を認識し、その活動を尊重するものとします。</p> <p>③住民は、原則として自治会へ加入するものとします。</p>					
	取組み	自治会からの要望意見への対応					
	担当課	市民協働課					
D o 行 動 計 画	ス ケ 取 組 み ユ ー ル	年 度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
		取組み内容	要望とりまとめ、連絡調整、結果公表	要望とりまとめ、連絡調整、結果公表	要望とりまとめ、連絡調整、結果公表	要望とりまとめ、連絡調整、結果公表	要望とりまとめ、連絡調整、結果公表
		備 考					
	現況評価及び今後の方向性	自治会からの要望を取りまとめ、関係課との調整を行っています。要望の取りまとめ結果については、分かりやすく市民へ公開します。					
C h e c k 評 価		取組み結果	要望とりまとめ、連絡調整、結果公表				
	27年度に取り組んだ内容	各地区区長会からの要望を取りまとめ、対応について関係各課と調整を行いました。要望の取りまとめ結果については、連合自治会において各地区区長会長に報告するとともに、区長会支援職員を通じて各地区の区長会に報告をしました。					
	27年度における所属長の評価	各地区からの要望事項のとりまとめを行い、取りまとめ結果及び対応状況について各地区に報告しました。要望書の様式整備を行うなど、必要に応じた見直しができています。					
A c t 改 善	次年度に向けて見直す内容・改善する内容など	要望書の提出のタイミングがその都度の場合があり、要望の緊急度に応じた提出となるよう、お願いしていきます。					
P l a n 次 年 度 計 画	次年度における具体的取組み	市への要望時の一助となるよう、自治会ハンドブック及び自治会ハンドブック別冊(Q&A集、各種要望事項等)の内容充実を図ります。					



瑞浪市まちづくり基本条例に基づく取組み推進方針 評価表

	条数	第7条					
	条文見出し	自治会					
	条文	①市は、自治会を多様な担い手によるまちづくりの中心的な役割を果たす組織として位置付け、自治会から提出される意見及び提案を総合的に検討し、市政に反映させます。 ②市民及び市は、自治会の地域自治を担う重要な役割を認識し、その活動を尊重するものとします。 ③住民は、原則として自治会へ加入するものとします。					
	取組み	自治会と行政との連絡調整					
	担当課	市民協働課					
D o 行 動 計 画	ス ケ ジ ュ ー ル	年 度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
		取組み内容	情報提供 連絡調整	情報提供 連絡調整	情報提供 連絡調整	情報提供 連絡調整	情報提供 連絡調整
		備 考					
	現況評価及び今後の方向性	連合自治会を通じて、行政から市民の皆さんに情報提供をします。また、自治会と行政との協働により安心安全なまちづくりを進めます。					
C h e c k 評 価		取組み結果	情報提供 連絡調整				
	27年度に取り組んだ内容	年6回連合自治会を開催しました。市から各地区への報告や依頼、情報提供を行うとともに、各地区の課題や近況報告、要望書の提出を受けるなど連絡調整を行いました。また、今後の瑞浪市の課題解決に結びつくよう、年1回先進地視察研修を行いました。夢づくり地域活動支援室に区長会支援職員を配置し、行政と各地区区長会との連絡調整を図りました。また、全職員を行政連絡支援職員とし、各地区への広報配布を行いました。					
	27年度における所属長の評価	連合自治会の場合において、自治会と行政との連絡調整が図られました。					
A c t 改 善	次年度に向けて見直す内容・改善する内容など	連合自治会における行政等からの報告・依頼事項について、引き続き簡潔明瞭な資料・説明に心がけていきます。					
P l a n 次 年 度 計 画	次年度における具体的取組み	自治会と行政との連絡調整を図るため、引き続き、連合自治会を開催します。また、市又は地域の課題を踏まえ、視察研修先を決め、今後生きる視察研修を行います。地域と行政が連絡を密にできるように、引き続き、夢づくり地域活動支援室において区長会支援職員及び行政連絡支援職員を配置します。					

瑞浪市まちづくり基本条例に基づく取組み推進方針 評価表

	条数	第7条					
	条文見出し	自治会					
	条文	<p>①市は、自治会を多様な担い手によるまちづくりの中心的な役割を果たす組織として位置付け、自治会から提出される意見及び提案を総合的に検討し、市政に反映させます。</p> <p>②市民及び市は、自治会の地域自治を担う重要な役割を認識し、その活動を尊重するものとします。</p> <p>③住民は、原則として自治会へ加入するものとします。</p>					
	取組み	自治会ハンドブックの作成					
	担当課	市民協働課					
D o 行 動 計 画	スケ 取 組 み の シ ュ ー ル	年 度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
		取組み内容	新規ハンドブック作成 配布	ハンドブック 更新 配布	ハンドブック 更新 配布	ハンドブック 更新 配布	ハンドブック 更新 配布
		備 考	新規事業				
	現況評価及び今後の方向性	自治会活動の円滑な運営のために、自治会関係者による日ごろの自治会活動の理解促進に役立つハンドブックを作成し、関係者に配布します。また、別冊Q&A集についても内容の見直し・更新を行います。					
C h e c k 評 価	取組み結果	新規ハンドブック作成 配布					
	27年度に取り組んだ内容	自治会活動の一助となるよう、自治会ハンドブック及び別冊を作成しました。前年度問合せが多かった事項等についてQ&Aを追加掲載するなど、内容の見直し・更新を行いました。ハンドブック及び別冊は、市内の全区長会長・区長あてに配布しました。また、市HPへも掲載し、誰もが確認できるものとなりました。					
	27年度における所属長の評価	内容を見直し・更新することにより、利便性が図られています。					
A c t 改 善	次年度に向けて見直す内容・改善する内容など	毎年、内容の見直しを図り、自治会活動の一助となる内容にしていく必要があります。					
P l a n 次 年 度 計 画	次年度における具体的取組み	関係各課への照会を行うことにより、各種要望様式やQ&Aの見直し及び更新を行います。					

瑞浪市まちづくり基本条例に基づく取組み推進方針 評価表

	条数	第7条					
	条文見出し	自治会					
	条文	<p>①市は、自治会を多様な担い手によるまちづくりの中心的な役割を果たす組織として位置付け、自治会から提出される意見及び提案を総合的に検討し、市政に反映させます。</p> <p>②市民及び市は、自治会の地域自治を担う重要な役割を認識し、その活動を尊重するものとします。</p> <p>③住民は、原則として自治会へ加入するものとします。</p>					
	取組み	まちづくり活動拠点施設の整備					
	担当課	市民協働課					
D o 行 動 計 画	スケジュール 取 組 み ユ ー ル	年 度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
		取組み内容	施工	供用開始	施設運用	施設運用	施設運用
		備 考					
	現況評価及び今後の方向性	自治会及びまちづくり推進組織の支援のため、瑞浪、土岐、明世地区の活動拠点となる施設の整備を検討します。 稲津、釜戸、大秋、日吉、陶地区の拠点については、これまでどおり、各コミュニティセンターを拠点施設として運用します。					
C h e c k 評 価		取組み結果	施工・竣工				
	27年度に取り組んだ内容	28年3月末に市役所西分庁舎(通称:まちづくりサポートセンター)が整備されました。1階ホール部分を「夢サポの広場」として、市内各地区のまちづくり活動の情報発信コーナーを設置しました。また、1階にまちづくり事務室を設け、瑞浪、土岐、明世のまちづくり活動拠点としました。					
	27年度における所属長の評価	長年要望の多かった瑞浪地区、土岐地区、明世地区のまちづくり活動の拠点となる施設が整備されたことにより、更なるまちづくり活動の活性化が期待されます。					
A c t 改 善	次年度に向けて見直す内容・改善する内容など	まちづくり活動の拠点施設としての充実(例:情報発信コーナーの充実)を図っていく必要があります。					
P l a n 次 年 度 計 画	次年度における具体的取組み	施設運用状況をみながら、夢サポの広場の充実を図ります。 まちづくり関係の会議等において、本施設を積極的に使用します。					

瑞浪市まちづくり基本条例に基づく取組み推進方針 評価表

	条数	第7条					
	条文見出し	自治会					
	条文	<p>①市は、自治会を多様な担い手によるまちづくりの中心的な役割を果たす組織として位置付け、自治会から提出される意見及び提案を総合的に検討し、市政に反映させます。</p> <p>②市民及び市は、自治会の地域自治を担う重要な役割を認識し、その活動を尊重するものとします。</p> <p>③住民は、原則として自治会へ加入するものとします。</p>					
	取組み	自治会加入の促進					
	担当課	市民協働課					
D 。 行 動 計 画	スケ 取 組 み ユ ー ル	年 度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
		取組み内容	パンフレット 配布	パンフレット 配布	パンフレット 配布	パンフレット 配布	パンフレット 配布
		備 考					
	現況評価及び今後の方向性	自治会加入促進のため、転入者などにパンフレットを配布するほか、加入しやすいよう手続きを簡素化します。また、自治会加入へのインセンティブを与える制度の検討を行います。					
C h e c k 評 価		取組み結果	パンフレット配 布				
	27年度に取り組んだ内容	これまで実施してきた転入者・転居者への窓口案内(リーフレット配布等)のほか、他市の取組事例を参考にし、上下水道課及び都市計画課においても水道利用申込者や建築確認申請業者等への案内・呼びかけを始めました。					
	27年度における所属長の評価	ライフスタイルの多様化等により自治会加入率は年々減少しています。加入率の飛躍的な上昇は見込めませんが、加入率の維持に向けた取組を行うことができました。					
A c t 改 善	次年度に向けて見直す内容・改善する内容など	他市の取組など、自治会加入促進の参考となる事例について情報収集を行います。					
P l a n 次 年 度 計 画	次年度における具体的取組み	従来の取組に追加して、市の移住・定住奨励金申請時に自治会加入を条件に付帯するなど、効果的な自治会加入促進を図ります。					

## 瑞浪市まちづくり基本条例に基づく取組み推進方針 評価表

	条数	第7条					
	条文見出し	自治会					
	条文	<p>①市は、自治会を多様な担い手によるまちづくりの中心的な役割を果たす組織として位置付け、自治会から提出される意見及び提案を総合的に検討し、市政に反映させます。</p> <p>②市民及び市は、自治会の地域自治を担う重要な役割を認識し、その活動を尊重するものとします。</p> <p>③住民は、原則として自治会へ加入するものとします。</p>					
	取組み	集落支援員制度の導入					
	担当課	市民協働課					
D o 行 動 計 画	スケ 取 組 み ユ ー ル	年 度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
		取組み内容	制度検討、設置要綱の整備	制度運用開始	制度運用	制度運用	制度運用
		備 考					
	現況評価及び今後の方向性	平成28年度の制度運用をめざし、平成27年度中に各地区の自治会及びまちづくり推進組織の状況をお聞きしながら、集落支援員設置要綱の整備等制度の検討を行います。					
C h e c k 評 価		取組み結果	制度検討、設置要綱の整備				
	27年度に取り組んだ内容	各地区から現状のヒアリングを行い、制度導入の検討及び設計を行いました。集落支援員の職務内容について、各地区の意向に沿えるように配慮し、設置要綱の整備をしました。集落支援員は、制度導入希望の地区において募集等を行ってもらい、区長会及びまちづくり組織の推薦を受け、委嘱することとしました。					
	27年度における所属長の評価	5地区(瑞浪地区、土岐地区、釜戸町、大湫町、陶町)について、地域において人材を確保していただくことができました。これにより、特にコミュニティセンターのない地域において専属で支援を行える人員確保が図られました。					
A c t 改 善	次年度に向けて見直す内容・改善する内容など	市内8地区のうち5地区(瑞浪地区、土岐地区、釜戸町、大湫町、陶町)において集落支援員が導入されました。未導入の3地区(稲津町、明世地区、日吉町)においても、導入希望があれば随時相談に応じていきます。 市内まちづくり推進組織の情報交換の場であるまちづくり推進協議会連絡会へ集落支援員も出席してもらい、他地区との情報交換を図ります。					
P l a n 次 年 度 計 画	次年度における具体的取組み	各地区の運用状況をみながら、より実用性のある制度として整備していきます。 未導入の地区(稲津町、明世地区、日吉町)に対しては、今後の導入の意向を伺います。					

瑞浪市まちづくり基本条例に基づく取組み推進方針 評価表

	条数	第8条					
	条文見出し	まちづくり推進組織					
	条文	<p>①市は、次の表に定める各地区において、市長が認める一のまちづくり推進組織を多様な担い手によるまちづくりの中心的な役割を果たす組織として位置付けます。</p> <p>②まちづくり推進組織は、運営ルールを明確にし、民主的な活動を行います。</p> <p>③まちづくり推進組織は、地域の住民が参加しやすいように活動を行います。</p> <p>④地域の住民は、まちづくり推進組織が地域のまちづくりにおいて果たしている役割を認識し、尊重するとともに積極的に参加します。</p> <p>⑤行政は、まちづくり推進組織がその機能及び役割を十分発揮できるよう必要な施策を講じます。</p>					
	取組み	まちづくり推進組織支援 まちづくり推進協議会連絡会の開催					
	担当課	市民協働課					
D o 行 動 計 画	スケジュール 取組み ル	年 度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
		取組み内容	推進協議会 連絡会開催	推進協議会 連絡会開催	推進協議会 連絡会開催	推進協議会 連絡会開催	推進協議会 連絡会開催
	備 考						
	現況評価及び今後の方向性	<p>各地区の組織の民主的な活動については、規約が各組織で整備されています。また、組織の運営は総会資料により広く公開されています。</p> <p>各地区間の活動等の連絡調整及び市全域のまちづくり推進組織の活動について、まちづくり推進協議会連絡会を開催し、情報の共有化等を図ります。</p> <p>NPO法人化の相談窓口となります。</p>					
C h e c k 評 価		取組み結果	推進協議会 連絡会開催				
	27年度に取り組んだ内容	<p>まちづくり推進協議会連絡会を年2回(うち1回は連合自治会との意見交換会)開催しました。連絡会の場において、各地区が現状の課題や課題解消に向けた取組状況を報告し、情報の共有化を図りました。</p> <p>夢づくり地域交付金を交付し、財政的支援を行いました。</p> <p>夢づくり地域活動支援室にまちづくり支援職員を配置し、行政と各地区まちづくり組織との連絡調整を図りました。</p>					
	27年度における所属長の評価	地域の課題解消に向けた一助となるよう、情報共有の場を提供することができました。					
A c t 改 善	次年度に向けて見直す内容・改善する内容など	<p>各地区の意見・要望等を取りまとめ、各地区のニーズに合うように連絡会を運営します。また、連絡会には、集落支援員も出席してもらい、十分な情報交換の場とします。</p> <p>連絡会における行政等からの報告・依頼事項について、引き続き簡潔明瞭な資料・説明に心がけていきます。</p>					
P l a n 次 年 度 計 画	次年度における具体的取組み	<p>各地区にとって有用だと思われる事項等について、各地区から意見を集約し、連絡会の場において情報の共有を図ります。</p> <p>地域と行政が連絡を密にできるように、引き続き、夢づくり地域活動支援室においてまちづくり支援職員を配置します。</p>					

瑞浪市まちづくり基本条例に基づく取組み推進方針 評価表

	条数	第8条					
	条文見出し	まちづくり推進組織					
	条文	<p>①市は、次の表に定める各地区において、市長が認める一のまちづくり推進組織を多様な担い手によるまちづくりの中心的な役割を果たす組織として位置付けます。</p> <p>②まちづくり推進組織は、運営ルールを明確にし、民主的な活動を行います。</p> <p>③まちづくり推進組織は、地域の住民が参加しやすいように活動を行います。</p> <p>④地域の住民は、まちづくり推進組織が地域のまちづくりにおいて果たしている役割を認識し、尊重するとともに積極的に参加します。</p> <p>⑤行政は、まちづくり推進組織がその機能及び役割を十分発揮できるよう必要な施策を講じます。</p>					
	取組み	夢づくり地域交付金制度の運用					
	担当課	市民協働課					
D o 行 動 計 画	ス ケ 取 組 み ル ー ル	年 度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
		取組み内容	制度運用	制度見直し 制度運用	制度運用	制度運用	制度見直し 制度運用
		備 考					
	現況評価及び今後の方向性	夢づくり地域交付金制度は、3年毎を基本に地域の実情や本市を取り巻く状況の変化に応じて見直しを行います。					
C h e c k 評 価		取組み結果	制度運用				
	27年度に取り組んだ内容	事業審査会において審査会委員から事業に対する助言・アドバイスを得て、各地区まちづくり推進組織が行う通常事業に交付金を交付しました。事業実施後、各まちづくり推進組織におけるセルフ評価やPDCAサイクルの実施を促すことで、適正に交付金事業が実施されるように指導管理しています。					
	27年度における所属長の評価	27年度の事業については、適切に実施されました。今後も制度見直しを行う中でより効果的な事業実施ができるように検討していく必要があります。					
A c t 改 善 P l a n 次 年 度 計 画	次年度に向けて見直す内容・改善する内容など	制度の見直しを図る上で、各まちづくり推進組織や審査会委員等への意見聴取を行います。					
	次年度における具体的取組み	各地区まちづくり推進組織及び夢づくり地域交付金等事業審査会委員に対しアンケート調査を実施します。協働のまちづくりを推進するため、より効果的に、また、制度の利便性が高まるよう、適切に見直しを図ります。 ステップアップ事業の申請について、各地域に呼びかけをします。					

瑞浪市まちづくり基本条例に基づく取組み推進方針 評価表

	条数	第8条					
	条文見出し	まちづくり推進組織					
	条文	<p>①市は、次の表に定める各地区において、市長が認める一のまちづくり推進組織を多様な担い手によるまちづくりの中心的な役割を果たす組織として位置付けます。</p> <p>②まちづくり推進組織は、運営ルールを明確にし、民主的な活動を行います。</p> <p>③まちづくり推進組織は、地域の住民が参加しやすいように活動を行います。</p> <p>④地域の住民は、まちづくり推進組織が地域のまちづくりにおいて果たしている役割を認識し、尊重するとともに積極的に参加します。</p> <p>⑤行政は、まちづくり推進組織がその機能及び役割を十分発揮できるよう必要な施策を講じます。</p>					
	取組み	市民活動補償保険制度の設置(再掲)					
	担当課	市民協働課					
D o 行 動 計 画	ス ケ ジ ユ ー ル	年 度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
		取組み内容	新制度運用開始	制度運用	制度運用	制度運用	制度運用
		備 考	新規事業				
	現況評価及び今後の方向性	<p>公益活動時の補償については、これまで見舞金を支給していましたが、まちづくり活動のさらなる活性化のために、安心して自治会活動に取り組める環境整備が必要であり、市民活動補償制度を整備し運用します。</p>					
C h e c k 評 価		取組み結果	新制度運用開始				
	27年度に取り組んだ内容	<p>広報みずなみ、ホームページ及び自治会ハンドブックへの掲載、チラシの作成による制度のPRを行いました。また、各地区区長会において説明を行い、制度の周知に努めました。</p>					
	27年度における所属長の評価	<p>制度運用開始により、安心して公益活動に参加していただく環境整備が図られました。</p>					
A c t 改 善	次年度に向けて見直す内容・改善する内容など	<p>まちづくり活動による事故・怪我等には様々なケースがあるため、補償保険の適用・不適用ケースの把握に努める必要があります。</p>					
P l a n 次 年 度 計 画	次年度における具体的取組み	<p>引き続き、制度周知と適正な制度運用を行います。 補償保険活用ケースについてのデータベース化を行い、適用・不適用の判断に対応できるようにします。</p>					



瑞浪市まちづくり基本条例に基づく取組み推進方針 評価表

	条数	第8条					
	条文見出し	まちづくり推進組織					
	条文	<p>①市は、次の表に定める各地区において、市長が認める一のまちづくり推進組織を多様な担い手によるまちづくりの中心的な役割を果たす組織として位置付けます。</p> <p>②まちづくり推進組織は、運営ルールを明確にし、民主的な活動を行います。</p> <p>③まちづくり推進組織は、地域の住民が参加しやすいように活動を行います。</p> <p>④地域の住民は、まちづくり推進組織が地域のまちづくりにおいて果たしている役割を認識し、尊重するとともに積極的に参加します。</p> <p>⑤行政は、まちづくり推進組織がその機能及び役割を十分発揮できるよう必要な施策を講じます。</p>					
	取り組み	まちづくり活動拠点施設の整備(再掲)					
	担当課	市民協働課					
D o 行 動 計 画	スケジュール	年 度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
		取り組み内容	工事	供用開始	施設運用	施設運用	施設運用
		備 考					
	現況評価及び今後の方向性	自治会及びまちづくり推進組織の支援のため、瑞浪、土岐、明世地区の活動拠点となる施設の整備を検討します。 稲津、釜戸、大秋、日吉、陶地区の拠点については、これまでどおり、各コミュニティセンターを拠点施設として運用します。					
C h e c k 評 価		取組み結果	施工・竣工				
	27年度に取り組んだ内容	28年3月末に市役所西分庁舎(通称:まちづくりサポートセンター)が整備されました。1階ホール部分を「夢サポの広場」として、市内各地区のまちづくり活動の情報発信コーナーを設置しました。また、1階にまちづくり事務室を設け、瑞浪、土岐、明世のまちづくり活動拠点としました。					
	27年度における所属長の評価	長年要望の多かった瑞浪地区、土岐地区、明世地区のまちづくり活動の拠点となる施設が整備されたことにより、更なるまちづくり活動の活性化が期待されます。					
A c t 改 善	次年度に向けて見直す内容・改善する内容など	まちづくり活動の拠点施設としての充実(例:情報発信コーナーの充実)を図っていく必要があります。					
P l a n 次 年 度 計 画	次年度における具体的取組み	施設運用状況をみながら、夢サポの広場の充実を図ります。 まちづくり関係の会議等において、本施設を積極的に使用します。					

瑞浪市まちづくり基本条例に基づく取組み推進方針 評価表

	条数	第8条					
	条文見出し	まちづくり推進組織					
	条文	<p>①市は、次の表に定める各地区において、市長が認める一のまちづくり推進組織を多様な担い手によるまちづくりの中心的な役割を果たす組織として位置付けます。</p> <p>②まちづくり推進組織は、運営ルールを明確にし、民主的な活動を行います。</p> <p>③まちづくり推進組織は、地域の住民が参加しやすいように活動を行います。</p> <p>④地域の住民は、まちづくり推進組織が地域のまちづくりにおいて果たしている役割を認識し、尊重するとともに積極的に参加します。</p> <p>⑤行政は、まちづくり推進組織がその機能及び役割を十分発揮できるよう必要な施策を講じます。</p>					
	取組み	まちづくり推進組織の活動等についての情報提供					
	担当課	市民協働課					
D o 行 動 計 画	ス ケ ジ ュ ー リ ル	年 度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
		取組み内容	広報・HPへの情報掲載	広報・HPへの情報掲載	広報・HPへの情報掲載	広報・HPへの情報掲載	広報・HPへの情報掲載
		備 考					
	現況評価及び今後の方向性	広報、HP等によりまちづくり推進組織等の活動を紹介します。また、各組織の発信する情報(まちづくり組織の広報等)についても、配布等に協力します。					
C h e c k 評 価		取組み結果	広報・HPへの情報掲載				
	27年度に取り組んだ内容	広報及びホームページにおいて、夢づくり地域交付金で行われる事業の紹介や行われた事業の報告を行いました。また、各地区においては、各地域のまちづくりホームページの運営やフェイスブックを利用した情報発信、まちづくり新聞の発行などが行われました。市役所西分庁舎の「夢サポの広場」においては、各地区のイベント情報を掲示するなど、様々な手法により市民に情報の発信を行いました。					
	27年度における所属長の評価	まちづくり推進組織はそれぞれの地区で広報を作成するなど情報発信を行っており、市としては夢サポ整備等でのこれらの情報発信の場所、機会の提供ができるようになりました。今後市のホームページでのイベントカレンダーの活用など、市とまちづくりで連携した情報発信を行っていきます。					
A c t 改 善 P l a n 次 年 度 計 画	次年度に向けて見直す内容・改善する内容など	西分庁舎「夢サポの広場」の運用状況をみながら、幅広い情報発信の手法を検討します。					
	次年度における具体的取組み	引き続き、広報及びホームページでの情報発信を行うほか、「夢サポの広場」を有効活用した情報発信に努めます。					

瑞浪市まちづくり基本条例に基づく取組み推進方針 評価表

	条数	第8条					
	条文見出し	まちづくり推進組織					
	条文	<p>①市は、次の表に定める各地区において、市長が認める一のまちづくり推進組織を多様な担い手によるまちづくりの中心的な役割を果たす組織として位置付けます。</p> <p>②まちづくり推進組織は、運営ルールを明確にし、民主的な活動を行います。</p> <p>③まちづくり推進組織は、地域の住民が参加しやすいように活動を行います。</p> <p>④地域の住民は、まちづくり推進組織が地域のまちづくりにおいて果たしている役割を認識し、尊重するとともに積極的に参加します。</p> <p>⑤行政は、まちづくり推進組織がその機能及び役割を十分発揮できるよう必要な施策を講じます。</p>					
	取り組み	集落支援員制度の導入(再掲)					
	担当課	市民協働課					
D o 行 動 計 画	スケジュール 取 組 み ル	年 度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
		取 組 み 内 容	制度検討、設置要綱の整備	制度運用開始	制度運用	制度運用	制度運用
		備 考					
	現況評価及び今後の方向性	平成28年度の制度運用をめざし、平成27年度中に各地区の自治会及びまちづくり推進組織の状況をお聞きしながら、集落支援員設置要綱の整備等制度の検討を行います。					
C h e c k 評 価		取 組 み 結 果	制度検討、設置要綱の整備				
	27年度に取り組んだ内容	各地区から現状のヒアリングを行い、制度導入の検討及び設計を行いました。集落支援員の職務内容について、各地区の意向に沿えるように配慮し、設置要綱の整備をしました。集落支援員は、制度導入希望の地区において募集等を行ってもらい、区長会及びまちづくり組織の推薦を受け、委嘱することとしました。					
	27年度における所属長の評価	5地区(瑞浪地区、土岐地区、釜戸町、大湫町、陶町)について、地域において人材を確保していただくことができました。これにより、特にコミュニティセンターのない地域において専属で支援を行える人員確保が図られました。					
A c t 改 善	次年度に向けて見直す内容・改善する内容など	市内8地区のうち5地区(瑞浪地区、土岐地区、釜戸町、大湫町、陶町)において集落支援員が導入されました。未導入の3地区(稲津町、明世地区、日吉町)においても、導入希望があれば随時相談に応じていきます。市内まちづくり推進組織の情報交換の場であるまちづくり推進協議会連絡会へ集落支援員も出席してもらい、他地区との情報交換を図ります。					
P l a n 次 年 度 計 画	次年度における具体的取組み	各地区の運用状況を見ながら、より実用性のある制度として整備していきます。未導入の地区(稲津町、明世地区、日吉町)に対しては、今後の導入の意向を伺います。					

## 瑞浪市まちづくり基本条例に基づく取組み推進方針 評価表

	条数	第8条					
	条文見出し	まちづくり推進組織					
	条文	<p>①市は、次の表に定める各地区において、市長が認める一のまちづくり推進組織を多様な担い手によるまちづくりの中心的な役割を果たす組織として位置付けます。</p> <p>②まちづくり推進組織は、運営ルールを明確にし、民主的な活動を行います。</p> <p>③まちづくり推進組織は、地域の住民が参加しやすいように活動を行います。</p> <p>④地域の住民は、まちづくり推進組織が地域のまちづくりにおいて果たしている役割を認識し、尊重するとともに積極的に参加します。</p> <p>⑤行政は、まちづくり推進組織がその機能及び役割を十分発揮できるよう必要な施策を講じます。</p>					
	取り組み	地区公民館指定管理者制度運用					
	担当課	社会教育課					
D o 行 動 計 画	スケジュール	年 度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
		取り組み内容	大湫公民館 地元協議	大湫公民館 仕様書決定・ 制度導入	大湫公民館 導入の検討・ 仕様書作成・ 決定	大湫公民館 制度導入	
		備 考		27年度見直し			
	現況評価及び今後の方向性	地域活動の活性化のため、地区公民館のまちづくり推進組織による指定管理者制度を推進します。					
C h e c k 評 価		取組み結果	大湫公民館 導入の検討・ 仕様書作成				
	27年度に取り組んだ内容	「丸森」の指定管理者制度導入と同時に制度導入するよう地元と協議を行い、平成28年度当初の大湫町コミュニティ推進協議会で承認の議決をいただくよう依頼しました。					
	27年度における所属長の評価	指定管理の導入について、地元の理解は十分に得られていると判断できます。今後は、「丸森」の制度導入と併せた具体的な調整と手続き事務の支援を行っていく必要があります。					
A c t 改 善	次年度に向けて見直す内容・改善する内容など	大湫公民館と「丸森」における雇用のシフトや人材の使い分けについて、他公民館の実例を参考にしつつ具体的に調整を行います。					
P l a n 次 年 度 計 画	次年度における具体的取組み	地元と具体的な調整を行い、「丸森」の指定管理と併せて、平成29年1月からの制度導入を進めます。					

瑞浪市まちづくり基本条例に基づく取組み推進方針 評価表

	条数	第9条					
	条文見出し	子ども及び若者					
	条文	①子ども(市民のうち、18歳未満の者をいいます。)は、地域社会の一員として尊重され、まちづくりに参加することができます。 ②若者(市民のうち、18歳以上30歳未満の者をいいます。)は、地域社会の一員としての自覚を持ち、まちづくりへの参加に努めるものとします。 ③市は、子どもや若者がまちづくりに参加できる環境整備に努めるものとします。					
	取組み	子ども及び若者のまちづくりへの参加促進					
	担当課	市民協働課 社会教育課					
D o 行動計画	スケジュール	年 度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
		取組み内容	公民館事業の周知と青少年育成団体への働きかけ	公民館事業の周知と青少年育成団体への働きかけ	公民館事業の周知と青少年育成団体への働きかけ	公民館事業の周知と青少年育成団体への働きかけ	公民館事業の周知と青少年育成団体への働きかけ
		備 考					
	現況評価及び今後の方向性	子ども及び若者に各地区のまちづくり推進組織、公民館及び子ども会等の活動を通じたまちづくり活動への参加を促進します。					
C h e c k 評価	取組み結果	公民館事業の周知と青少年育成団体への働きかけ					
	27年度に取り組んだ内容	社会教育委員の会において平成26年度から2年間かけて市内各公民館を訪問し、地域の素材や人を活かして市民文化を向上させるための「魅力ある公民館活動」に対する調査研究を行いました。調査研究の成果については報告書として取りまとめられ、3月に教育委員会へ提言を受けました。					
	27年度における所属長の評価	各公民館において実施している地域性が反映された活動について、全市的に比較検討を行ったことは意義深い取組です。今後、公民館活動がまちづくりへとつながるよう、費用対効果を考慮しつつ提言の内容を可能な限り実現していくことが必要です。					
A c t 改善	次年度に向けて見直す内容・改善する内容など	これまでの調査研究を受け、子どもや若者が地域活動への積極的な参加を促すための具体的な公民館活動について検討します。					
P l a n 次年度計画	次年度における具体的取組み	公民館を始めとする市内各種施設が結びつき、地域性を反映した活動が全市的な連携を持って実施できる学習体制づくりの構築を目指します。また、まちづくりへの参加について、子どもや若者が自発的参加の促進につながる生涯学習の方策について、各公民館の意見を交換する場を設けて検討します。					

瑞浪市まちづくり基本条例に基づく取組み推進方針 評価表

	条数	第9条					
	条文見出し	子ども及び若者					
	条文	①子ども(市民のうち、18歳未満の者をいいます。)は、地域社会の一員として尊重され、まちづくりに参加することができます。 ②若者(市民のうち、18歳以上30歳未満の者をいいます。)は、地域社会の一員としての自覚を持ち、まちづくりへの参加に努めるものとします。 ③市は、子どもや若者がまちづくりに参加できる環境整備に努めるものとします。					
	取組み	子ども向けまちづくり活動啓発パンフレットの作成、配布					
	担当課	市民協働課					
D o 行 動 計 画	スケジュール	年 度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
		取組み内容	パンフレット作成、配布	パンフレット更新、配布	パンフレット更新、配布	パンフレット更新、配布	パンフレット更新、配布
		備 考	新規事業				
	現況評価及び今後の方向性	一般向けの条例啓発パンフレットとは別に、子どもを対象とした啓発パンフレットを作成します。					
C h e c k 評 価		取組み結果	パンフレット作成				
	27年度に取り組んだ内容	普段子どもたちが何気に暮らしている瑞浪市のことを知り、瑞浪市のことを好きになって、瑞浪のまちづくりに興味・関心をもってもらうという内容で企画構成しました。子どもが理解しやすいようにイラストを増やし、自分で考えてみるコーナーを設けるなどの工夫をしました。					
	27年度における所属長の評価	子どものみならず、若者にも分かりやすい内容でパンフレットが作成されました。					
A c t 改 善	次年度に向けて見直す内容・改善する内容など	パンフレットの内容見直し・更新時期について検討していきます。 パンフレットの活用法について検討します。					
P l a n 次 年 度 計 画	次年度における具体的取組み	各小学校を通じて児童にパンフレットの配布を行います。また、各学校で授業の一環としてまちづくりの学習に取り組んでいただく際には、必要に応じて出前講座を行っていきます。 本パンフレットは、子どもも理解できるような内容であるため、誰もが理解できるものとなっています。したがって、生涯学習出前講座の申込みがあった際にも、条例の講義に活用します。					

瑞浪市まちづくり基本条例に基づく取組み推進方針 評価表

	条数	第9条					
	条文見出し	子ども及び若者					
	条文	①子ども(市民のうち、18歳未満の者をいいます。)は、地域社会の一員として尊重され、まちづくりに参加することができます。 ②若者(市民のうち、18歳以上30歳未満の者をいいます。)は、地域社会の一員としての自覚を持ち、まちづくりへの参加に努めるものとします。 ③市は、子どもや若者がまちづくりに参加できる環境整備に努めるものとします。					
	取組み	夢づくり市民活動補助制度の設置運用					
	担当課	市民協働課					
D o 行 動 計 画	スケ 取 組 み ユ ー ル	年 度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
		取組み内容	制度運用開始	制度運用	制度運用	制度運用	制度運用
		備 考	新規事業				
	現況評価及び今後の方向性	夢づくり市民活動補助制度として、各地区のまちづくり推進組織以外の地域を限定しない市内の市民活動団体が行う公益活動に補助を行います。					
C h e c k 評 価		取組み結果	制度運用開始				
	27年度に取り組んだ内容	12月に広報みずなみ及びホームページにおいて事業募集を行い、3月に事業審査会を開催しました。補助決定金額が予定より少なく、予算枠に余裕が生じたため、6月に追加募集を行い、再度事業審査会を開催しました。最終的に、合計5団体5事業を採択し、補助金の交付を行いました。					
	27年度における所属長の評価	市民の参加のみにとどまらず、中には、他市や県外からも人を呼び込むような事業が実施され、地域の活性化が図られました。					
A c t 改 善	次年度に向けて見直す内容・改善する内容など	運用状況をみながら制度の見直しを図ります。 補助金の対象となる公益活動の範囲について検討する必要があります。					
P l a n 次 年 度 計 画	次年度における具体的取組み	公益事業を実施する多くの市民活動団体に制度を活用してもらえよう、適正に制度運用します。					

瑞浪市まちづくり基本条例に基づく取組み推進方針 評価表

	条数	第9条					
	条文見出し	子ども及び若者					
	条文	<p>①子ども(市民のうち、18歳未満の者をいいます。)は、地域社会の一員として尊重され、まちづくりに参加することができます。</p> <p>②若者(市民のうち、18歳以上30歳未満の者をいいます。)は、地域社会の一員としての自覚を持ち、まちづくりへの参加に努めるものとします。</p> <p>③市は、子どもや若者がまちづくりに参加できる環境整備に努めるものとします。</p>					
	取組み	夢づくりチャレンジ研究室設置					
	担当課	市民協働課					
D o 行動計画	スケジュール	年 度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
		取組み内容	制度運用開始 研究室設置、 研修	研修 事業提案	研修 事業実施 事業提案	研修 事業実施 事業提案	研修 事業実施 事業提案
	備 考	新規事業					
	現況評価及び今後の方向性	まちづくりへの若者の参加を促進するため、まちづくり推進組織や市の実施するまちづくり事業に関する提案と実行を担う若者を中心とした研究室を設置します。					
C h e c k 評価		取組み結果	制度運用開始 研究室設置、 研修				
	27年度に取り組んだ内容	10月に研究室を立ち上げました。当初12名の研究員でスタートしましたが、研究員のつながりにより、新たに1名の参加希望者があり、現在13名で活動をしています。2チームに分かれ、月に1回～2回のペースで会議を重ね、まちづくり推進組織に提案する事業プランを検討しています。市民(若者)のまちづくりに関する取組みを先進的に行っている場への視察研修を行いました。研修は、研究員との交流を深める意味も含め、各まちづくり組織と合同で行いました。研究員の活動をバックアップするため、夢づくり地活動支援室に新たに、若者支援職員を配置しました。					
	27年度における所属長の評価	若い人のクチコミで研究員が増えました。今後もこのような若者による情報発信のもと、まちづくりへの興味・関心をもった方が増えることを期待します。					
A c t 改善	次年度に向けて見直す内容・改善する内容など	研究員1期生が事業提案をして卒業とするのではなく、まちづくり推進組織に溶け込む、次期研究員と交流しアドバイスを送ってもらうなど、人材が継続して育成されるような仕組みづくりをしていきたい。 研究員が提案する事業がまちづくり組織に実施採択されるよう、バックアップをしていきます。 研究員2期生の確保により、研究室を継続していきます。 研究員が負担に感じることなく活動を行っていただける活動体制を検討していく必要があります。					
P l a n 次年度計画	次年度における具体的取組み	まちづくり推進組織に対するプレゼンテーションの手法についてコーチングするなど、若者が提案する事業アイデアが実現されるよう、研究員の後方支援を行います。また、少しでも多くの若者に参加してもらえるよう、第2期生の募集を行っていきます。 大学・高校との域学連携事業としてチャレンジ研究室を進めていきます。 広報みずなみ・市HPへの掲載、ポスター・チラシの作成により研究員を募集します。					



瑞浪市まちづくり基本条例に基づく取組み推進方針 評価表

	条数	第9条					
	条文見出し	子ども及び若者					
	条文	①子ども(市民のうち、18歳未満の者をいいます。)は、地域社会の一員として尊重され、まちづくりに参加することができます。 ②若者(市民のうち、18歳以上30歳未満の者をいいます。)は、地域社会の一員としての自覚を持ち、まちづくりへの参加に努めるものとします。 ③市は、子どもや若者がまちづくりに参加できる環境整備に努めるものとします。					
	取組み	夢づくり地域交付金に若者枠を新たに拡充					
	担当課	市民協働課					
D o 行 動 計 画	ス ケ ル ジ 組 み 一	年 度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
		取組み内容	制度検討	制度検討	制度運用開始	制度運用	制度運用
		備 考			新規事業		
	現況評価及び今後の方向性	夢づくりチャレンジ研究室の提案事業や地域で若者を対象にした事業の実施について、夢づくり地域交付金の拡充を検討します。					
C h e c k 評 価		取組み結果	制度検討				
	27年度に取り組んだ内容	若者の提案する事業が採択されることで、地域で従来必要として実施されている事業が資金不足により停滞することがないよう、交付金制度の検討を進めています。					
	27年度における所属長の評価	若者の提案する事業について、現段階では事業内容及び必要予算額が不透明です。従来予算枠内での分配方式を見直すか、別枠で予算確保をするのか、市全体の予算総額も考慮し慎重に検討を進める必要があります。					
A c t 改 善	次年度に向けて見直す内容・改善する内容など	若者が提案する事業にかかる予算額がどの程度になるのか、適切に把握しながら制度検討に取り組みます。 拡充については、まちづくり推進組織の負担増とならないように検討していく必要があります。					
P l a n 次 年 度 計 画	次年度における具体的取組み	若者の提案する事業が実現されるよう、適切な制度運用を行います。					

## 瑞浪市まちづくり基本条例に基づく取組み推進方針 評価表

	条数	第9条					
	条文見出し	子ども及び若者					
	条文	①子ども(市民のうち、18歳未満の者をいいます。)は、地域社会の一員として尊重され、まちづくりに参加することができます。 ②若者(市民のうち、18歳以上30歳未満の者をいいます。)は、地域社会の一員としての自覚を持ち、まちづくりへの参加に努めるものとしします。 ③市は、子どもや若者がまちづくりに参加できる環境整備に努めるものとしします。					
	取組み	子どもや若者の土岐川清掃、松野湖クリーン作戦への参加					
	担当課	環境課					
D o 行 動 計 画	ス ケ ジ ユ ー ル 取 組 み	年 度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
		取組み内容	・土岐川清掃への参加案内(中京高校・瑞浪高校) ・松野湖クリーン作戦への参加案内(瑞浪市平岩花の木子供会等)				
		備 考					
	現況評価及び今後の方向性	土岐川清掃や松野湖クリーン作戦に子どもや若者が参加できる体制を継続していきます。					
C h e c k 評 価	取組み結果	・土岐川清掃案内(中京高校・瑞浪高校) ・松野湖クリーン作戦案内(平岩花の木子供会)					
	27年度に取り組んだ内容	6月7日に行われた土岐川河川清掃において、中京高校と瑞浪高校に参加の案内を行い、高校生に参加していただきました。 また、11月21日に行われた松野湖クリーン作戦において、平岩花の木子供会に参加の案内を行い、子供会に参加していただきました。					
	27年度における所属長の評価	計画通りに参加の呼びかけができました。今後は参加者の安全確保を考慮しながら、継続していくことが重要です。					
A c t 改 善	次年度に向けて見直す内容・改善する内容など	今後は、参加者のさらなる安全確保について取り組みます。					
P l a n 次 年 度 計 画	次年度における具体的取組み	通行車両やパッカー車への投入など、危険事例への注意の呼びかけを行います。					

瑞浪市まちづくり基本条例に基づく取組み推進方針 評価表

	条数	第9条					
	条文見出し	子ども及び若者					
	条文	<p>①子ども(市民のうち、18歳未満の者をいいます。)は、地域社会の一員として尊重され、まちづくりに参加することができます。</p> <p>②若者(市民のうち、18歳以上30歳未満の者をいいます。)は、地域社会の一員としての自覚を持ち、まちづくりへの参加に努めるものとします。</p> <p>③市は、子どもや若者がまちづくりに参加できる環境整備に努めるものとします。</p>					
	取組み	小学生、中学生、高校生を対象とした応急手当の普及啓発 幼児、小学生による一日消防士(防災体験学習会)の開催					
	担当課	消防本部					
D o 行動計画	スケジュール	年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
		取組み内容	開催広報 応急手当講習会、防災体験学習会等実施	応急手当講習会、 <b>防災体験学習会実施</b>	応急手当講習会、防災体験学習会等実施	応急手当講習会、防災体験学習会等実施	応急手当講習会、防災体験学習会等実施
		備考		27年度見直し			
	現況評価及び今後の方向性	<p>平成26年度中、小中高生328人に応急手当講習を行いました。</p> <p>幼少期から命の大切さや応急手当の重要性を根付かせることで、応急手当の普及、救命率の向上に大きな効果が期待できます。また、防災体験学習も同様で、日頃の備えや助け合いがいかに大切かを事例等から学習する場を提供します。</p> <p>参加者の募集や申込みによる各種講習会(出前講座)を実施すると共に、市内中学生の職場体験、小学4年生の社会見学及び児童・幼児の施設見学等を継続して行います。</p>					
C h e c k 評価	取組み結果	・DIG訓練 ・応急手当講習 ・社会見学 ・職場体験					
	27年度に取り組んだ内容	平成27年度中、応急手当講習を小学生136名、中学生288名、大学生79名の計503名に対して実施し、応急手当の必要性を啓発しました。また、授業の一環として、市生活安全課、みずなみ防災会の協力を得て、小学5年生142名を対象にDIG訓練を行い、自分たちの地域を再認識するとともに、防災・防犯について学習しました。その他に10人の中学生が職場体験学習を、322人の小学生と97人の幼児(親含む)が消防署の見学を行いました。					
	27年度における所属長の評価	応急手当講習について、高校生・大学生の受講が増加するような取組みが必要です。					
A c t 改善	次年度に向けて見直す内容・改善する内容など	応急手当講習会、防災体験学習会については継続的に実施し、少しでも多くの子どもや若者に受講してもらうよう取組みます。					
P l a n 次年度計画	次年度における具体的取組み	子どもや若者の心に、命の大切さや応急手当の必要性、防災への備えや助け合いの気持ちが少しでも根付くよう、記憶に残る応急手当講習会や防災体験学習会となるよう努めます。					

瑞浪市まちづくり基本条例に基づく取組み推進方針 評価表

	条数	第10条					
	条文見出し	市民活動団体					
	条文	ボランティア団体、特定非営利活動法人その他市内で自主的に公益活動を行う市民活動団体は、まちづくりに関する活動において、行政から支援を受けることができます。					
	取組み	夢づくり市民活動補助制度の設置運用(再掲)					
	担当課	市民協働課					
D o 行 動 計 画	スケジュール 取組み	年 度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
		取組み内容	制度運用開始	制度運用	制度運用	制度運用	制度運用
	備 考	新規事業					
	現況評価及び今後の方向性	夢づくり市民活動補助制度として、各地区のまちづくり推進組織以外の地域を限定しない市内の市民活動団体が行う公益活動に補助を行います。					
C h e c k 評 価	取組み結果	制度運用開始					
	27年度に取り組んだ内容	12月に広報みずなみ及びホームページにおいて事業募集を行い、3月に事業審査会を開催しました。補助決定金額が予定より少なく、予算枠に余裕が生じたため、6月に追加募集を行い、再度事業審査会を開催しました。最終的に、合計5団体5事業を採択し、補助金の交付を行いました。					
	27年度における所属長の評価	市民の参加のみにとどまらず、中には、他市や県外からも人を呼び込むような事業が実施され、地域の活性化が図られました。					
A c t 改 善	次年度に向けて見直す内容・改善する内容など	運用状況をみながら制度の見直しを図ります。 補助金の対象となる公益活動の範囲について検討する必要があります。					
P l a n 次 年 度 計 画	次年度における具体的取組み	公益事業を実施する多くの市民活動団体に制度を活用してもらえよう、適正に制度運用します。					

瑞浪市まちづくり基本条例に基づく取組み推進方針 評価表

	条数	第10条					
	条文見出し	市民活動団体					
	条文	ボランティア団体、特定非営利活動法人その他市内で自主的に公益活動を行う市民活動団体は、まちづくりに関する活動において、行政から支援を受けることができます。					
	取組み	市民活動補償保険制度の設置(再掲)					
	担当課	市民協働課					
D o 行 動 計 画	スケ 取 組 み の 取 組 み 内 容	年 度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
		取組み内容	新制度運用 開始	制度運用	制度運用	制度運用	制度運用
		備 考	新規事業				
	現況評価及び今後の方向性	公益活動時の補償については、これまで見舞金を支給していましたが、まちづくり活動のさらなる活性化のために、安心して自治会活動に取り組める環境整備が必要であり、市民活動補償制度を整備し運用します。					
C h e c k 評 価	取組み結果	新制度運用開始					
	27年度に取り組んだ内容	広報みずなみ、ホームページ及び自治会ハンドブックへの掲載、チラシの作成による制度のPRを行いました。また、各地区区長会において説明を行い、制度の周知に努めました。					
	27年度における所属長の評価	制度運用開始により、安心して公益活動に参加していただく環境整備が図られました。					
A c t 改 善	次年度に向けて見直す内容・改善する内容など	活動による事故・怪我等には様々なケースがあるため、補償保険の適用・不適用ケースの把握に努める必要があります。					
P l a n 次 年 度 計 画	次年度における具体的取組み	引き続き、制度周知と適正な制度運用を行います。補償保険活用ケースについてのデータベース化を行い、適用・不適用の判断に対応できるようにします。					

瑞浪市まちづくり基本条例に基づく取組み推進方針 評価表

	条数	第10条					
	条文見出し	市民活動団体					
	条文	ボランティア団体、特定非営利活動法人その他市内で自主的に公益活動を行う市民活動団体は、まちづくりに関する活動において、行政から支援を受けることができます。					
	取組み	まちづくり活動拠点施設の整備(再掲)					
	担当課	市民協働課					
D 。 行 動 計 画	ス ケ 取 組 み ユ ー ル	年 度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
		取組み内容	工事	供用開始	施設運用	施設運用	施設運用
		備 考					
	現況評価及び今後の方向性	市内でまちづくり活動を行う団体が情報交換や交流を行う活動の拠点がありません。市民活動の支援や、情報提供を行う市全域のまちづくり活動の拠点となる施設の整備を進めます。					
C h e c k 評 価		取組み結果	施工・竣工				
	27年度に取り組んだ内容	28年3月末に市役所西分庁舎(通称:まちづくりサポートセンター)が整備されました。1階ホール部分を「夢サポの広場」として、市内各地区のまちづくり活動の情報発信コーナーを設置しました。また、1階にまちづくり事務室を設け、瑞浪、土岐、明世のまちづくり活動拠点としました。					
	27年度における所属長の評価	長年要望の多かった瑞浪地区、土岐地区、明世地区のまちづくり活動の拠点となる施設が整備されたことにより、更なるまちづくり活動の活性化が期待されます。					
A c t 改 善	次年度に向けて見直す内容・改善する内容など	まちづくり活動の拠点施設としての充実(例:情報発信コーナーの充実)を図っていく必要があります。					
P l a n 次 年 度 計 画	次年度における具体的取組み	施設運用状況をみながら、夢サポの広場の充実を図ります。まちづくり関係の会議等において、本施設を積極的に使用します。					

瑞浪市まちづくり基本条例に基づく取組み推進方針 評価表

	条数	第13条					
	条文見出し	執行機関の役割と責務					
	条文	①執行機関は、公正、誠実、迅速に行政活動を実施します。 ②執行機関は、市民の意思を的確に把握するとともに、常に市民の立場に立ち、効率的かつ効果的に行政活動を行います。					
	取組み	行政手続条例の適正な運用					
	担当課	総務部総務課					
D. 行動計画	スケジュール	年 度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
		取組み内容	新制度の周知及び規則等における様式の改正	職員向け研修と市民向けPR	職員向け研修と市民向けPR	職員向け研修と市民向けPR	職員向け研修と市民向けPR
		備 考					
	現況評価及び今後の方向性	行政手続法の改正に沿った、行政手続条例の改正を行います。また、行政指導の中止等の求め等、新制度への移行を円滑に進めるため、職員及び市民への周知を図ります。					
C check 評価	取組み結果	改正した行政手続条例の施行					
	27年度に取り組んだ内容	条例及び規則については、平成26年度中に改正し、平成27年4月1日から施行しました。その条例改正については、事前にパブリックコメントを実施し、市民への周知も行いました。					
	27年度における所属長の評価	パブリックコメントにおいてはご意見はありませんでした。行政指導の方式など具体的に定めることができました。					
A 改善	次年度に向けて見直す内容・改善する内容など	引き続き、制度の適正な運用を目指します。					
P Plan 次年度計画	次年度における具体的取組み	制度の適正な運用を目指し、職員向けの周知を行います。					

## 瑞浪市まちづくり基本条例に基づく取組み推進方針 評価表

	条数	第13条					
	条文見出し	執行機関の役割と責務					
	条文	①執行機関は、公正、誠実、迅速に行政活動を実施します。 ②執行機関は、市民の意思を的確に把握するとともに、常に市民の立場に立ち、効率的かつ効果的に行政活動を行います。					
	取組み	行政改革の促進と評価					
	担当課	企画政策課					
D。 行動計画	スケジュール 取組み	年 度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
		取組み内容	第5次行政改革大綱策定・改革の推進	改革の推進	改革の推進	改革の推進	改革の推進・第6次行政改革大綱策定準備開始
		備 考					
	現況評価及び今後の方向性	平成27年度は、第4次行政改革の最終年度となり、第4次行政改革の評価も含めて平成28年度から平成32年度までを計画期間とする第5次行政改革大綱を策定します。					
C heck 評価	取組み結果		第5次行政改革大綱策定・改革の推進				
	27年度に取り組んだ内容	第5次行政改革懇談会(外部委員)・行政改革推進本部(庁議メンバー)にて大綱案を諮り、第5次行政改革大綱を策定しました。平成23年度から平成27年度までの計画期間である第4次行政改革大綱については最終年度であるため、平成27年度の取組評価を行うとともに、計画期間全体の総合評価も行いました。このとりまとめ結果については、平成28年度に公表します。					
	27年度における所属長の評価	行政改革は費用対効果の検証という点で重要なものであると考えています。第5次行政改革大綱では、第4次行政改革に引き続き、「行政の質の向上」をテーマに掲げ、費用対効果をさらに向上させるとともに、①市民との協働による行政運営であること、②市民に分かりやすい簡素で効率的な行政運営であること、③将来を見据えた持続可能な行政運営であること の3つを基本的な考え方としています。平成28年度以降、第5次行政改革大綱に基づく具体的な行政改革の取組を進めてまいります。					
A ct 改善	次年度に向けて見直す内容・改善する内容など	具体的な行動計画の進捗状況を所管課が評価するとともに、外部委員会による評価も必要であると考えています。具体的には平成29年度から平成28年度分の取組について外部評価を取り入れていきたいと考えています。					
P l a n 次年度計画	次年度における具体的取組み	平成29年度からの行政改革に関する外部委員による評価委員会の設置について、準備・検討を行います。					



瑞浪市まちづくり基本条例に基づく取組み推進方針 評価表

	条数	第13条					
	条文見出し	執行機関の役割と責務					
	条文	①執行機関は、公正、誠実、迅速に行政活動を実施します。 ②執行機関は、市民の意思を的確に把握するとともに、常に市民の立場に立ち、効率的かつ効果的に行政活動を行います。					
	取組み	施策評価・事業評価					
	担当課	企画政策課					
D o 行 動 計 画	ス ケ 取 組 み ノ ー ル	年 度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
		取組み内容	実施	第5次行革による評価方法の改正・評価実施	実施	実施	実施
		備 考					
	現況評価及び今後の方向性	平成26年度から平成35年度までを計画期間とする第6次瑞浪市総合計画がスタートし、各年度で前年度の実績値を踏まえながら評価を行い、より効果的な施策・事業を各課が提案できるような形で、PDCAサイクルを働かせていきます。 平成28年度からは、第5次行政改革の一環として外部委員を含む委員会により、各施策の施策評価・事業評価を行います。					
C h e c k 評 価		取組み結果	実施				
	27年度に取り組んだ内容	実施計画策定の際に、前年度取組の評価を行っています。また、第6次瑞浪市総合計画の施策ごとの評価も併せて実施しました。施策ごとの評価については、市民アンケートの市民満足度調査の結果を進捗状況の指標としています。					
	27年度における所属長の評価	総合計画に掲げる目標事項を達成するべく、事業の評価、施策ごとの評価に基づく見直しを毎年行っています。					
A c t 改 善	次年度に向けて見直す内容・改善する内容など	補助金等の評価を行う外部委員会である補助金等評価委員会について、補助金等のみではなく、事業についても評価を行う委員会に拡大します。					
P l a n 次 年 度 計 画	次年度における具体的取組み	補助金等の評価を行う外部委員会である補助金等評価委員会について、補助金等のみではなく、事業についても評価を行う委員会に拡大します。					

瑞浪市まちづくり基本条例に基づく取組み推進方針 評価表

	条数	第13条					
	条文見出し	執行機関の役割と責務					
	条文	①執行機関は、公正、誠実、迅速に行政活動を実施します。 ②執行機関は、市民の意思を的確に把握するとともに、常に市民の立場に立ち、効率的かつ効果的に行政活動を行います。					
	取組み	補助金等評価					
	担当課	企画政策課					
D o 行動計画	スケジュール 取組み	年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
		取組み内容	評価の実施・第5次行政改革大綱の策定	第5次行革による評価方法の改正・評価実施	評価の実施	評価の実施	評価の実施
		備考					
	現況評価及び今後の方向性	補助金等評価については、第4次行政改革の一項目（外部の視点による行政改革の進捗評価）と位置づけており、公益性・適格性・効率性・将来性という観点から担当課による1次評価を行うとともに、外部委員を含む委員会による2次評価を行うことで適正な補助金となるべく各課等への対応を促しています。なお、外部委員を含む委員会による評価は第4次行政改革の一項目として位置づけている関係から第4次行政改革の終了年度となる平成27年度をもって補助金のみの評価は廃止をしたいと考えています。ただし、平成28年度から、第5次行政改革の一環として外部委員を含む委員会により、各施設の施策評価・事業評価を行うことにより、補助金の評価については継続的に実施します。					
C h e c k 評価	取組み結果	補助金等評価委員会(7件)					
	27年度に取り組んだ内容	補助金については、その全てを担当課にて1次評価を行うとともに、補助金等評価委員会（外部委員）において2次評価を行っています。平成27年度は7件の補助金等の評価を行いました。					
	27年度における所属長の評価	補助金等評価委員会においていただいたご意見については、関係各課にフィードバックするとともに、その対応を検討しており、ご意見を反映する体制を整えています。					
A c t 改善	次年度に向けて見直す内容・改善する内容など	評価対象を補助金等のみではなく、事業全体に拡大します。					
P l a n 次年度計画	次年度における具体的取組み	事業の評価を行う外部委員会である事業評価委員会を設置します。					

瑞浪市まちづくり基本条例に基づく取組み推進方針 評価表

	条数	第13条					
	条文見出し	執行機関の役割と責務					
	条文	①執行機関は、公正、誠実、迅速に行政活動を実施します。 ②執行機関は、市民の意思を的確に把握するとともに、常に市民の立場に立ち、効率的かつ効果的に行政活動を行います。					
	取組み	市民アンケートの実施					
	担当課	企画政策課					
D o 行 動 計 画	ス ケ 取 組 み ユ ー ル	年 度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
		取組み内容	実施	実施	実施	実施	実施
		備 考					
	現況評価及び今後の方向性	昨年度より平成26年度から平成35年度までを計画期間とする第6次瑞浪市総合計画がスタートし、第6次瑞浪市総合計画の進捗状況を管理するための指標の一部を、市民の皆さんの満足度による指標としています。したがって、計画期間内は毎年度、市民アンケートを実施し、市民の皆さんの満足度による指標の現状値を把握し、各課が計画策定の際に当該指標について目標を達成できるように、実効性のある施策を各課に促していきます。					
C h e c k 評 価		取組み結果	実施				
	27年度に取り組んだ内容	総合戦略策定に併せて結婚意識調査のアンケートも含めた形で2,000人(20歳以上、無作為抽出)に対して市民アンケートを実施しました。					
	27年度における所属長の評価	市民アンケートによる市民満足度調査結果は第6次瑞浪市総合計画の達成度指標でもあり、毎年、実施して経年比較していきます。					
A c t 改 善	次年度に向けて見直す内容・改善する内容など	市民アンケート調査項目については、各課における市民意見調査の希望を照会の上、合わせて調査項目を設定することとします。					
P l a n 次 年 度 計 画	次年度における具体的取組み	市民1,000人(20歳以上、無作為抽出)を対象に市民アンケートを行い、その結果については各課に周知の上、施策評価に活かしていきたいと考えています。					

瑞浪市まちづくり基本条例に基づく取組み推進方針 評価表

	条数	第14条					
	条文見出し	情報					
	条文	①執行機関は、公正で開かれた市政の実現を図るため、市政についての情報の公開に関する総合的な施策に基づき、積極的に情報を公開します。 ②執行機関は、市民の必要とする情報について、適切かつ速やかな提供に努めます。 ③執行機関は、市民の個人情報に関する権利を保障するとともに、個人情報を適切に管理します。					
	取組み	情報公開条例の適正運用					
	担当課	総務部総務課					
D o 行 動 計 画	ス ケ 取 組 み ユ ー ル	年 度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
		取組み内容	職員向け研修会 市広報でPR	職員向け研修会 市広報でPR	職員向け研修会 市広報でPR	職員向け研修会 市広報でPR	職員向け研修会 市広報でPR
		備 考					
	現況評価及び今後の方向性	情報公開制度の適正な解釈、運用等に努めるため、毎年研修会を実施しています。今後も引き続き研修会を実施し、職員等の意識啓発を図ります。					
C h e c k 評 価		取組み結果	研修会を実施 (1日) 135人が受講				
	27年度に取り組んだ内容	平成27年8月20日に、情報公開及び個人情報保護担当の市顧問弁護士である端元弁護士の事務所の伊藤公郎弁護士を講師に迎え、市職員及び教職員合わせて135人が、情報公開及び個人情報保護制度研修会を受講しました。本研修会は毎年開催されており、新入職員及び過去2年間受講していない職員は必ず受講することとしました。					
	27年度における所属長の評価	情報公開に関する研修会を行い、職員に制度周知の徹底を図ることができました。					
A c t 改 善	次年度に向けて見直す内容・改善する内容など	行政不服審査法が改正されたことにより、情報公開に対する不服申立てについても、答申までの手順(口頭意見陳述等)を改めて見直す必要があります。					
P l a n 次 年 度 計 画	次年度における具体的取組み	引き続き弁護士を講師に迎え、職員及び教職員向けの情報公開及び個人情報保護制度研修会を実施します。					

瑞浪市まちづくり基本条例に基づく取組み推進方針 評価表

	条数	第14条					
	条文見出し	情報					
	条文	①執行機関は、公正で開かれた市政の実現を図るため、市政についての情報の公開に関する総合的な施策に基づき、積極的に情報を公開します。 ②執行機関は、市民の必要とする情報について、適切かつ速やかな提供に努めます。 ③執行機関は、市民の個人情報に関する権利を保障するとともに、個人情報を適切に管理します。					
	取組み	個人情報の適正管理					
	担当課	総務部総務課					
D 行動計画	スケジュール 取組み	年 度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
		取組み内容	職員向け研修会	職員向け研修会	職員向け研修会	職員向け研修会	職員向け研修会
		備 考					
	現況評価及び今後の方向性	個人情報保護制度の適正な解釈、運用等に努めるため、毎年研修会を実施しています。今後も引き続き研修会を実施し、職員等の意識啓発を図り、市民の個人情報の適正管理に努めます。					
C Check 評価	取組み結果	研修会を実施 (1日) 135人が受講					
	27年度に取り組んだ内容	平成27年8月20日に、情報公開及び個人情報保護担当の市顧問弁護士である端元弁護士の事務所の伊藤公郎弁護士を講師に迎え、市職員及び教職員合わせて135人が、情報公開及び個人情報保護制度研修会を受講しました。本研修会は毎年開催されており、新入職員及び過去2年間受講していない職員は必ず受講することとしました。					
	27年度における所属長の評価	文書管理規程の見直しを行い、個人情報に関する文書の取扱いを更に保障することができました。					
A C t 改善	次年度に向けて見直す内容・改善する内容など	マイナンバー制度が本格的に始まり、個人番号を含む個人情報、いわゆる特定個人情報の取扱いについても研修の内容に取り入れていきます。					
P l a n 次年度計画	次年度における具体的取組み	引き続き伊藤弁護士を講師に迎え、職員及び教職員向けの情報公開及び個人情報保護制度研修会を実施します。					

瑞浪市まちづくり基本条例に基づく取組み推進方針 評価表

	条数	第14条					
	条文見出し	情報					
	条文	①執行機関は、公正で開かれた市政の実現を図るため、市政についての情報の公開に関する総合的な施策に基づき、積極的に情報を公開します。 ②執行機関は、市民の必要とする情報について、適切かつ速やかな提供に努めます。 ③執行機関は、市民の個人情報に関する権利を保障するとともに、個人情報を適切に管理します。					
	取組み	文書管理規程の運用					
	担当課	総務部総務課					
D o 行 動 計 画	ス ケ 取 ル ジ 組 ム 一	年 度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
		取組み内容	適正な運用の周知	適正な運用の周知	適正な運用の周知	適正な運用の周知	適正な運用の周知
		備 考					
	現況評価及び今後の方向性	文書管理規程の徹底について、職員に随時、通知し、適正な運用を図ります。					
C h e c k 評 価		取組み結果	改正した文書管理規程の施行				
	27年度に取り組んだ内容	職員に対し、文書管理の徹底について通知しました。また、今後附属機関等の在り方について、方向性の検討を行う準備ができました。					
	27年度における所属長の評価	文書管理規程の見直しを行い、個人情報に関する文書の取扱いを、更に保障することができました。					
A c t 改 善	次年度に向けて見直す内容・改善する内容など	個人番号を含む文書の取扱いについて、安全管理措置の検討を行います。					
P l a n 次 年 度 計 画	次年度における具体的取組み	個人番号を含む文書の取扱いについて、施錠のできるキャビネットでの保管、文書管理方法等の確認を行います。					

瑞浪市まちづくり基本条例に基づく取組み推進方針 評価表

	条数	第14条					
	条文見出し	情報					
	条文	①執行機関は、公正で開かれた市政の実現を図るため、市政についての情報の公開に関する総合的な施策に基づき、積極的に情報を公開します。 ②執行機関は、市民の必要とする情報について、適切かつ速やかな提供に努めます。 ③執行機関は、市民の個人情報に関する権利を保障するとともに、個人情報を適切に管理します。					
	取組み	会議公開の基準運用					
	担当課	企画政策課					
D o 行 動 計 画	ス ケ ル ジ 組 み 一	年 度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
		取組み内容	検討	運用			
		備 考					
	現況評価及び今後の方向性	審議会等の会議の公開は、それぞれに事案について判断されていますが、公開非公開を判断するための基準について検討します。また、会議資料や会議録の取り扱いについても、その基準を検討します。					
C h e c k 評 価		取組み結果	検討				
	27年度に取り組んだ内容	特に公開・非公開の判断基準について検討はしておりません。各審議会等が公開で行われるべきものか、非公開で行われるべきか、は所管課の判断により定めるべきものであり、公開で行われるべきであると判断した場合であっても、審議会に公開で行うことを諮った際に否決された場合には公開で行うことができないものと考えています。					
	27年度における所属長の評価	審議会等の会議の公開については、各課の専門的な判断に委ねるべきであると考えます。					
A c t 改 善	次年度に向けて見直す内容・改善する内容など	平成28年度から新たな判断基準を周知・運用する予定でしたが、公開・非公開の判断基準については、各課の専門的な判断に委ねるべきであると考えため、特に統一的な判断基準は設けないものとします。					
P l a n 次 年 度 計 画	次年度における具体的取組み	特に統一的な判断基準は設けないものとします。					

瑞浪市まちづくり基本条例に基づく取組み推進方針 評価表

	条数	第14条					
	条文見出し	情報					
	条文	①執行機関は、公正で開かれた市政の実現を図るため、市政についての情報の公開に関する総合的な施策に基づき、積極的に情報を公開します。 ②執行機関は、市民の必要とする情報について、適切かつ速やかな提供に努めます。 ③執行機関は、市民の個人情報に関する権利を保障するとともに、個人情報を適切に管理します。					
	取り組み	広報、ホームページの運用指針管理					
	担当課	企画政策課					
D o 行動計画	スケジュール	年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
		取り組み内容	・広報発行 ・新ホームページの運用開始 ・SNSの運用の検討(可否について一定の方向付けを検討)	・広報発行 ・ホームページの運用 ・SNSの運用を随時見直し	・広報発行 ・ホームページの運用 ・SNSの運用を随時見直し	・広報発行 ・ホームページの運用 ・SNSの運用を随時見直し	・広報発行 ・ホームページの運用 ・SNSの運用を随時見直し
		備考	情報発信研究会を引き続き開催人材育成				
	現況評価及び今後の方向性	【広報】 瑞浪市広報発行規程に沿い、条例や規則など市民に周知して理解を求めるもの、行政や財政など一般的事項で市民に周知したいもの、市民生活に必要なものなどを掲載して、毎月1日と15日の2回、各12,900部を発行し、今後も継続していきます。 【ホームページ】 平成27年度より新たなホームページの運用を開始するにあたり、情報発信研究会を発足し運用方法を平成26年度検討しました。随時運用方法については臨機応変に対応します。また、新たなサービスとしてSNSを使用するにあたり運用方法を今後検討していきます。					
		取り組み結果	【広報】広報発行。 【ホームページ】メルマガ3本追加				
C h e c k 評価	27年度に取り組んだ内容	【広報】発行規程に沿い、市民に周知したい情報、市民生活に必要な情報などを掲載しました。また、まちづくりに関する情報についても、年度内で適時紙面を確保しながら、市民への周知に努めました。 【ホームページ】2度情報発信研究会を開催しSNSではなく、メールマガジンを拡充させることにしました。12月15日より、みずなみ健康メール、生涯学習楽しめ～る、子育て通信の3つのメールマガジンを新たに追加しました。					
	27年度における所属長の評価	【広報】特にまちづくりに関する施策などの情報については、市民へ定期的に周知する必要がある、継続的な掲載を続ける取り組みが必要です。 【ホームページ】今年度はメールマガジンという形で情報発信ツールを増やしましたが、今後も継続してホームページやメールマガジン等での情報発信の充実をさせてください。					
A c t 改善	次年度に向けて見直す内容・改善する内容など	【広報】特になし 【ホームページ】27年度中にSNSではなくメールマガジンによる情報発信の拡充を決めたため、28年度以降についてはメールマガジンの拡充を行うこととします。					
P l a n 次年度計画	次年度における具体的取組み	【広報】表現方法やレイアウト等、広報紙面の見やすさに配慮しながら、市民への情報発信を継続します。 【ホームページ】ごみ捨て及び観光のメールマガジンの立ち上げを行います。					



瑞浪市まちづくり基本条例に基づく取組み推進方針 評価表

	条数	第14条					
	条文見出し	情報					
	条文	①執行機関は、公正で開かれた市政の実現を図るため、市政についての情報の公開に関する総合的な施策に基づき、積極的に情報を公開します。 ②執行機関は、市民の必要とする情報について、適切かつ速やかな提供に努めます。 ③執行機関は、市民の個人情報に関する権利を保障するとともに、個人情報を適切に管理します。					
	取組み	情報セキュリティ対策の実施					
	担当課	企画政策課					
D o 行動計画	スケジュール	年 度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
		取組み内容	職員向け研修の実施、機器の更新	職員向け研修の実施、機器の更新	職員向け研修の実施、機器の更新	職員向け研修の実施、機器の更新	職員向け研修の実施、機器の更新
		備 考	研修は毎年実施				
	現況評価及び今後の方向性	毎年、セキュリティ研修を実施し市職員の情報セキュリティの意識付けを行っています。今後、個人番号制度開始により一層情報の取り扱いが重要となるため、引き続き機器の更新や職員への研修を行っていきます。					
C h e c k 評価	取組み結果	・機器の更新 ・eラーニングによる研修					
	27年度に取り組んだ内容	19台のPCと5台のプリンタを新規に更新しました。今年度は職員研修をeラーニングにて行い、個人番号制度関係2コース、情報セキュリティ関係4コース、計6コースの研修で受講者数は延べ165名でした。					
	27年度における所属長の評価	情報セキュリティは、最終的には職員一人一人の意識によって決まることになるため、意識づけを引き続きおこなってください。					
A c t 改善	次年度に向けて見直す内容・改善する内容など	特になし					
P l a n 次年度計画	次年度における具体的取組み	情報セキュリティの強靱化に伴う、大幅なネットワークおよびセキュリティ変更、機器更新を行います。また、eラーニングによる研修を継続させます。					

瑞浪市まちづくり基本条例に基づく取組み推進方針 評価表

	条数	第14条					
	条文見出し	情報					
	条文	①執行機関は、公正で開かれた市政の実現を図るため、市政についての情報の公開に関する総合的な施策に基づき、積極的に情報を公開します。 ②執行機関は、市民の必要とする情報について、適切かつ速やかな提供に努めます。 ③執行機関は、市民の個人情報に関する権利を保障するとともに、個人情報を適切に管理します。					
	取組み	出前講座の実施					
	担当課	社会教育課					
D o 行 動 計 画	ス ケ 取 組 み ダ ン ル	年 度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
		取組み内容	実施	見直し		見直し	
		備 考					
	現況評価及び今後の方向性	瑞浪市の取組みや暮らしに役立つ知識・情報などを説明し、市政への理解を深めていただくとともに、市民の皆さんにとって必要な課題やテーマについて学習する機会を提供します。					
C h e c k 評 価	取組み結果		「生涯学習ガイドブック」の全戸配布				
	27年度に取り組んだ内容	出前講座を始めとする市内の学習メニューの情報をまとめた「生涯学習ガイドブック」を5月1日号広報みずなみに折り込んで全戸配布し、43種の講座について市民のみなさんに周知しました。					
	27年度における所属長の評価	出前講座の概要や種別一覧をまとめた情報として発信することは、市内の団体や市民のみなさんに対して、出前講座を含む様々な学習講座を利用しやすい環境を提供するものであると考えます。今後は、市内全域において積極的に利用していただくため、利用実績を調査して次年度以降の対応に反映していく必要があります。					
A c t 改 善	次年度に向けて見直す内容・改善する内容など	発信する情報について、より多くの情報をわかりやすく得られる内容となるよう見直します。また、今年度の講座利用実績を調査し、市民ニーズの高い講座について講座担当課と調整して内容や実施方法について検討します。					
P l a n 次 年 度 計 画	次年度における具体的取組み	引き続きガイドブックを発行して出前講座の情報を周知します。					

瑞浪市まちづくり基本条例に基づく取組み推進方針 評価表

	条数	第15条					
	条文見出し	総合計画等					
	条文	<p>①執行機関は、将来における本市のあるべき姿と進むべき方向についての基本的な指針となる総合計画を定め、総合的かつ計画的な市政運営に努めます。</p> <p>②執行機関は、総合計画を構成する目指すべき将来の市の姿及びそのための施策を示す基本構想、基本構想の実現に向け基本とする施策とその目標を示す基本計画その他市の施策の基本となる計画の策定及び改廃にあたっては、市民参加の機会を保障します。</p>					
	取組み	基本計画の策定					
	担当課	企画政策課					
D 。 行 動 計 画	スケ 取 組 み ユ ー ル	年 度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
		取組み内容	進捗状況の 確認	進捗状況の 確認	進捗状況の 確認	後期基本計 画の策定	後期基本計 画の開始
		備 考					
	現況評価及び今後の方向性	<p>昨年度より、平成26年度から平成35年度を計画期間とする第6次瑞浪市総合計画がスタートしました。総合計画は、方針や施策の大綱を定めた基本構想、根幹的事項の施策目標を設定し、基本的指針を示す基本計画、各年度の事業を具体化する実施計画の3階層により構成されています。基本計画については、社会情勢の変化等に基づき、5年を目途に見直しを行う予定であり、平成31年度からの後期基本計画の開始に向けて、平成30年度は社会情勢の変化等を反映した後期基本計画の策定作業に取り組んでいきます。</p>					
C h e c k 評 価		取組み結果	進捗状況の 確認				
	27年度に取り組んだ内容	基本計画については、施策ごとに市民アンケートによる市民満足度などを目標指標として、評価を行うとともに、次年度の取組方針を設定しました。					
	27年度における所属長の評価	指標管理を基本として、施策の進捗状況評価を行っています。					
A c t 改 善	次年度に向けて見直す内容・改善する内容など	施策評価については、総合行政システムを用いて入力しています。総合行政システムについては職員用のマニュアルを作成するなど評価がスムーズに行えるよう工夫をしているところですが、さらにマニュアルの改訂を行います。					
P l a n 次 年 度 計 画	次年度における具体的取組み	施策評価を実施し、施策の達成状況を管理します。					

瑞浪市まちづくり基本条例に基づく取組み推進方針 評価表

	条数	第15条					
	条文見出し	総合計画等					
	条文	<p>①執行機関は、将来における本市のあるべき姿と進むべき方向についての基本的な指針となる総合計画を定め、総合的かつ計画的な市政運営に努めます。</p> <p>②執行機関は、総合計画を構成する目指すべき将来の市の姿及びそのための施策を示す基本構想、基本構想の実現に向け基本とする施策とその目標を示す基本計画その他市の施策の基本となる計画の策定及び改廃にあたっては、市民参加の機会を保障します。</p>					
	取り組み	実施計画の策定					
	担当課	企画政策課					
D o 行動計画	スケジュール 取組み	年 度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
		取り組み内容	計画のローリング	計画のローリング	計画のローリング	計画のローリング	計画のローリング
		備 考					
	現況評価及び今後の方向性	実施計画は基本計画に定める基本的方針を達成するために、事業の内容や実施年度を明らかにして、各年度の事業を具体化するものであり、当該年度を含む向こう3年間の事業計画を策定するものです。社会・経済の変動に対応するため、毎年度ローリング方式により策定していきます。					
C h e c k 評価	取組み結果	計画のローリング					
	27年度に取り組んだ内容	公共施設の維持管理経費が膨張しつつある中で、工事費等の正確な見積もりや建設関係部署による必要性の専門的判断を行い、持続可能な行政運営のための実施計画の策定に努めました。					
	27年度における所属長の評価	実施計画については、具体的な事業の必要性の判断も含めて策定しており、社会・経済の変動に対応する形で持続可能な行政運営を実施していきます。					
A c t 改善	次年度に向けて見直す内容・改善する内容など	多くの公共施設が大量に更新時期を迎える中で、平成28年度に本格的な検討を行う公共施設等総合管理計画策定の中で全ての公共施設を統廃合の対象として検討していきたいと考えています。					
P l a n 次年度計画	次年度における具体的取組み	建設関係部署、財政部署との連携の中で過度な財政負担とならないよう、公共施設の更新費用の平準化を図るべく、検討をしていきたいと考えていきます。					

瑞浪市まちづくり基本条例に基づく取組み推進方針 評価表

	条数	第16条					
	条文見出し	執行機関の組織					
	条文	執行機関は、その組織が市政の課題に的確に対応できるよう、見直しに努めるものとします。					
	取組み	附属機関及び審議会などの在り方の整理					
	担当課	総務部総務課					
D o 行 動 計 画	スケ 取 組 み ユ ー ル	年 度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
		取組み内容	在り方及び市としての考え方 の整理	附属機関等 の見直し	適正な運用 及び適宜見 直し	適正な運用 及び適宜見 直し	適正な運用 及び適宜見 直し
	備 考						
	現況評価及び今後の方向性	附属機関及び審議会などの在り方の整理をし、市としての考え方をまとめています。今後、調整を図り、附属機関等 の見直しを行います。					
C h e c k 評 価		取組み結果	原状の把握				
	27年度に取り組んだ内容	瑞浪市の例規上にある附属機関、懇談会等の洗い出しを行いました。また、今後附属機関等の在り方について方向性の検討を行う準備ができました。					
	27年度における所属長の評価	制度の検討を行う準備を終えることができました。					
A c t 改 善	次年度に向けて見直す内容・改善する内容など	附属機関、懇談会等の定義について、市の方針を定めます。					
P l a n 次 年 度 計 画	次年度における具体的取組み	附属機関、懇談会等の定義について検討を行い、市の方針を定めます。					

瑞浪市まちづくり基本条例に基づく取組み推進方針 評価表

	条数	第16条					
	条文見出し	執行機関の組織					
	条文	執行機関は、その組織が市政の課題に的確に対応できるよう、見直しに努めるものとします。					
	取組み	柔軟な組織編制					
	担当課	企画政策課					
D。 行動計画	スケジュール 取組み	年 度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
		取組み内容	随時見直し	随時見直し	後期計画に 合わせ組織 再編の検討	後期計画に 合わせ組織 再編の検討	随時見直し
		備 考					
	現況評価及び今後の方向性	平成26年度に、第6次瑞浪市総合計画の開始とともに、総合計画を着実に実行できる組織体制を編成するべく組織改正を行いました。主な変更点としては、少子高齢化・人口減少問題に対応し、また、まちづくりをさらに推進するために、当該課題に特化したまちづくり推進部を設置しました。今後も、住民ニーズに対応できるよう、柔軟な組織編制に努めます。					
C check 評価	取組み結果	西分庁舎開設 に合わせた窓 口配置の見直 し					
	27年度に取り組んだ内容	平成28年度から西分庁舎が開設するのに伴い、本庁舎機能の一部を西分庁舎へ移動させました。西分庁舎はまちづくり拠点施設機能を具備しており、まちづくり活動の情報交換の場として利用することができるとともに、作業室、会議室も用意しており、まちづくり推進組織を支援する体制を充実することができました。また、市民協働課を同フロアに配置することにより、行政とまちづくり団体との連携について利便性を高めました。					
	27年度における所属長の評価	西分庁舎開設に伴う配置変更を検討し、まちづくり拠点施設機能「夢サポ」を備えるとともに市民協働課を同フロアに配置することで、まちづくり推進組織の支援体制を強化しました。					
A ct 改善	次年度に向けて見直す内容・改善する内容など	大きな組織再編は想定されませんが、権限移譲や窓口ニーズに基づく組織上の課題を把握し、組織再編の検討を行います。					
P l a n 次年度計画	次年度における具体的取組み	権限移譲や窓口ニーズに基づく組織上の課題を把握し、組織再編の検討を行います。					

瑞浪市まちづくり基本条例に基づく取組み推進方針 評価表

	条数	第17条					
	条文見出し	市の職員の役割と責務					
	条文	①市の職員は、全体の奉仕者として、公正かつ誠実に職務を遂行します。 ②市の職員は、職務に必要な知識の習得及び資質の向上に努めます。 ③市の職員は、自らも地域の一員であることを自覚し、市民としての責務を果たすものとします。					
	取組み	人事評価制度の運用と評価					
	担当課	秘書課					
D. 行動計画	スケジュール	年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
		取組み内容	評定者全員 評定研修	新任係長評 定研修	評定者全員 評定研修	新任係長評 定研修	評定者全員 評定研修
		備考	隔年で評定者全 員に勤務評定研 修を受講させる				
	現況評価及び今後の方向性	人事評価を、市民が主役であるとの認識や広い視野と先見性を持った職員を育成するためのツールとして有効に活用していくために、制度の目的を理解し、評価の精度を上げるための研修を継続して実施することで、評定者のスキルアップを図ります。					
C h e c k 評価	取組み結果	・勤務評定研 修を実施					
	27年度に取り組んだ内容	勤務評定者全員を対象に務評定者研修を実施し、124名の職員が受講しました。					
	27年度における所属長の評価	研修を通じて、評価ルールを適正に適用し、評価の結果についていかに部下と面談するかという基本を学習すると同時に、勤務評定が組織目標の達成に貢献することなどを学び、評定者のスキルアップを図ることができました。					
A c t 改善	次年度に向けて見直す内容・改善する内容など	勤務評定制度は本格運用から7年が経過しており、制度がうまく機能しているのかなど問題点を整理し、制度及び運用について見直しを行う必要があります。					
P l a n 次年度計画	次年度における具体的取組み	新規評定者を対象とした研修を実施します。 また、勤務評定制度の課題等を整理し、制度及び運用について見直しを行います。					

瑞浪市まちづくり基本条例に基づく取組み推進方針 評価表

	条数	第17条					
	条文見出し	市の職員の役割と責務					
	条文	①市の職員は、全体の奉仕者として、公正かつ誠実に職務を遂行します。 ②市の職員は、職務に必要な知識の習得及び資質の向上に努めます。 ③市の職員は、自らも地域の一員であることを自覚し、市民としての責務を果たすものとします。					
	取組み	研修制度の運用と評価					
	担当課	秘書課					
D. 行動計画	スケジュール	年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
		取組み内容	研修の周知と受講の働きかけ	研修の周知と受講の働きかけ	研修の周知と受講の働きかけ	研修の周知と受講の働きかけ	研修の周知と受講の働きかけ
		備考	毎年度研修計画を策定				
	現況評価及び今後の方向性	研修計画等により受講可能な研修を職員に周知し自発的な受講を促します。担当業務に関連する専門研修については職員に受講を働きかけます。若手職員に有効な研修を考え、次年度の研修計画に反映させます。					
C check 評価		取組み結果	・研修計画策定及び周知 ・自主研修支援制度の創設				
	27年度に取り組んだ内容	研修計画を策定し、全職員に対し周知するとともに、自発的な受講を促すために、個別の研修についても情報提供を行いました。若手職員に対しては、自治体職員としての倫理や仕事の取り組み方、接遇などの基礎的な研修を実施するとともに、自主研修グループを支援する制度を整備しました。					
	27年度における所属長の評価	瑞浪市職員人材育成方針に基づき、職員に求められる能力および職務に対する意欲の向上を図るため、職員が必要とする研修を計画的に実施することが出来ました。					
A 改善	次年度に向けて見直す内容・改善する内容など	自発的な研修参加者や自主研修グループを増やすことで、研修効果を高める必要があります。					
P Plan 次年度計画	次年度における具体的取組み	研修計画等により受講可能な研修を職員に周知し自発的な受講を促します。職員への制度周知を行い、新たな自主研修グループが立ち上がるよう働きかけを行います。					



瑞浪市まちづくり基本条例に基づく取組み推進方針 評価表

	条数	第17条					
	条文見出し	市の職員の役割と責務					
	条文	①市の職員は、全体の奉仕者として、公正かつ誠実に職務を遂行します。 ②市の職員は、職務に必要な知識の習得及び資質の向上に努めます。 ③市の職員は、自らも地域の一員であることを自覚し、市民としての責務を果たすものとします。					
	取組み	職員への条例の周知					
	担当課	市民協働課					
D o 行 動 計 画	ス ケ 取 組 み ユ ー ル	年 度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
		取組み内容	職員研修の実施	新人職員研修の実施	新人職員研修の実施	新人職員研修の実施	新人職員研修の実施
		備 考					
	現況評価及び今後の方向性	職員への条例の周知のため、研修会を実施します。					
C h e c k 評 価		取組み結果	職員研修の実施				
	27年度に取り組んだ内容	7月にまちづくり基本条例が施行されることに伴い、5月に全職員を対象にした条例の研修会を開催しました。研修会では、座学による条例解説のほか、ワークショップ方式による意見交換を行いました。職員は、各部署において日頃の業務及び日常のまちづくり活動について、どのように条例と関わり、どのように条例を活かした取組をしていくのかを考えることで、条例の理解を深めました。					
	27年度における所属長の評価	全職員を対象にした研修を実施しました。市民と行政の協働のまちづくりの推進に向け、職員の理解度を深めることができました。					
A c t 改 善	次年度に向けて見直す内容・改善する内容など	新人職員への職員アンケート回答をもとに、より理解度が高まる研修となるよう内容の充実を図ります。					
P l a n 次 年 度 計 画	次年度における具体的取組み	新人職員への研修を行うことで、市民と行政の協働のまちづくりを推進します。研修資料として、チラシやパンフレット冊子を活用し、分かりやすい形で条例の理解を深めます。					

瑞浪市まちづくり基本条例に基づく取組み推進方針 評価表

	条数	第17条					
	条文見出し	市の職員の役割と責務					
	条文	①市の職員は、全体の奉仕者として、公正かつ誠実に職務を遂行します。 ②市の職員は、職務に必要な知識の習得及び資質の向上に努めます。 ③市の職員は、自らも地域の一員であることを自覚し、市民としての責務を果たすものとします。					
	取組み	夢づくり地域活動支援室設置					
	担当課	市民協働課					
D o 行動計画	スケジュール 取組み	年 度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
		取組み内容	支援室の運用	支援室の運用	支援室の運用	支援室の運用	支援室の運用
		備 考					
	現況評価及び今後の方向性	職員も地域の一員としてまちづくりに参加するため、全職員を夢づくり地域活動支援室の行政連絡員として配置します。					
C h e c k 評価	取組み結果	支援室の運用					
	27年度に取り組んだ内容	夢づくり地域活動支援室には、区長会及びまちづくり推進組織の活動を支援する区長会支援職員及びまちづくり支援職員を配置しました。また、夢づくりチャレンジ研究室での若者の活動を支援する若者支援職員を新たに配置しました。さらに、広報配布や地域と行政のパイプ役となるよう全職員を行政連絡支援職員として配置しました。行政と地域(市民)が協働でまちづくりを展開していく体制が整っています。 集落支援員の導入に伴い、支援職員体制の見直しを図りました。					
	27年度における所属長の評価	全職員を各地区の行政連絡職員として配置することにより、職員の意識向上につなげています。各地区の行事等では、それぞれの地区在住職員がブースを出すなどの参加を行うなど、職員の行事参加につながっています。					
A c t 改善	次年度に向けて見直す内容・改善する内容など	協働のまちづくりのため、引き続き支援体制を継続していきます。 適正な支援職員の配置体制を確保していく必要があります。					
P l a n 次年度計画	次年度における具体的取組み	各地区に連絡員を配置することで、市民と行政の協働のまちづくりを推進します。 職員の異動等に伴い、居住地域を問わない配置体制としていきます。					

瑞浪市まちづくり基本条例に基づく取組み推進方針 評価表

	条数	第18条					
	条文見出し	参加					
	条文	①市は、市政に関する計画の策定及び改廃については、その検討段階から市民の参加を促進します。 ②市は、市政への市民の多様な参加の機会を提供します。					
	取組み	区長会要望を除く一般要望対応					
	担当課	総務部総務課 関係課					
D o 行 動 計 画	ス ケ 取 組 み ジ ュ ー ル	年 度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
		取組み内容	迅速かつ確実に対応	迅速かつ確実に対応	迅速かつ確実に対応	迅速かつ確実に対応	迅速かつ確実に対応
		備 考					
	現況評価及び今後の方向性	要望の受付時に詳細を確認し、担当課に連絡すると同時に、市長に報告します。回答期限等を目途に追跡調査を行い、対応の有無を確認します。					
C h e c k 評 価	取組み結果	一般要望について市長に報告し、追跡調査を行った。					
	27年度に取り組んだ内容	31件の陳情書・要望書を受け付け、担当課に報告し、対応につき依頼しました。また、回答を要するものについて、処理が適切に行われたか確認を行いました。					
	27年度における所属長の評価	要望の受付時に、担当課と調整を行っており、適切な事務が行われています。					
A c t 改 善	次年度に向けて見直す内容・改善する内容など	各課の対応について、定期的に把握します。					
P l a n 次 年 度 計 画	次年度における具体的取組み	追跡調査を定期的に行い、確実に対応するよう依頼します。					

瑞浪市まちづくり基本条例に基づく取組み推進方針 評価表

	条数	第18条					
	条文見出し	参加					
	条文	①市は、市政に関する計画の策定及び改廃については、その検討段階から市民の参加を促進します。 ②市は、市政への市民の多様な参加の機会を提供します。					
	取組み	パブリックコメント制度の運用					
	担当課	企画政策課					
D o 行 動 計 画	スケジュール 取 組 み	年 度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
		取組み内容	パブリックコメント制度のPR	パブリックコメント制度のPR	パブリックコメント制度のPR	パブリックコメント制度のPR	パブリックコメント制度のPR
		備 考					
	現況評価及び今後の方向性	パブリックコメント制度は、市が実施する重要な計画・指針の立案段階において市民の皆さんのご意見をいただく制度であり、市政参加の重要な機会となります。今後も引き続き、市民の皆さんの声を計画・指針に盛り込むことによって協働のまちづくりを進めてまいります。					
C h e c k 評 価	取組み結果		パブリックコメント制度のPR				
	27年度に取り組んだ内容	この制度を市民に認知していただけるよう、広報及びホームページで制度を紹介しています。27年度は7件のパブリックコメントを実施しましたが、ホームページの各パブリックコメントへのアクセス数・意見数ともに低調です。					
	27年度における所属長の評価	パブリックコメント制度とは、市が計画や条例などを策定する段階で、市民等のみなさんからご意見を募集し、それを考慮しながら最終的な案を決定していく制度であり、市民との協働による行政運営に不可欠な手続となっています。					
A c t 改 善	次年度に向けて見直す内容・改善する内容など	引き続き、庁内におけるパブリックコメント制度の周知、また、市民に対するパブリックコメント制度の理解に努めます。					
P l a n 次 年 度 計 画	次年度における具体的取組み	市民の皆さんにパブリックコメント手続制度に対する認識を高めていただき、幅広く多くのご意見をいただけるよう、引き続き、広報、ホームページ等でPRし、いただいた意見に対する市の考え方についても、分かりやすく公表するよう努めます。					

瑞浪市まちづくり基本条例に基づく取組み推進方針 評価表

	条数	第18条					
	条文見出し	参加					
	条文	①市は、市政に関する計画の策定及び改廃については、その検討段階から市民の参加を促進します。 ②市は、市政への市民の多様な参加の機会を提供します。					
	取組み	市政直行便制度の運用					
	担当課	企画政策課					
D o 行 動 計 画	ス ケ 取 組 み ユ ー ル	年 度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
		取組み内容	市政直行便制度のPR	市政直行便制度のPR	市政直行便制度のPR	市政直行便制度のPR	市政直行便制度のPR
		備 考					
	現況評価及び今後の方向性	本庁舎、各コミュニティーセンターおよび公共施設にボックスを設置しているほか、市HPにも投稿フォームを設置し、年間平均50通の投書があります。苦情、提案など内容は様々ですが市政に反映できるものは反映するなど一定の効果が見られています。今後も広報等でPRするなどして周知に努めます。					
C h e c k 評 価		取組み結果	・例年並みの直行便を受け付け				
	27年度に取り組んだ内容	紙面に余裕ができた際に、直行便の利用を呼び掛ける記事を掲載し、受け付けた意見については、内容に応じて担当課に引き継ぐなど、市政に反映できるものは反映させています。					
	27年度における所属長の評価	「市長と語る会」と合わせ、「市政直行便」は市民の意見を聴く重要なツールであり、継続したPRが必要と考えます。					
A c t 改 善	次年度に向けて見直す内容・改善する内容など	特になし					
P l a n 次 年 度 計 画	次年度における具体的取組み	引き続き、直行便の利用を呼び掛ける記事を広報に掲載し、受け付けた意見については、内容に応じて市政に反映できるものを反映させていきます。					

瑞浪市まちづくり基本条例に基づく取組み推進方針 評価表

	条数	第18条					
	条文見出し	参加					
	条文	①市は、市政に関する計画の策定及び改廃については、その検討段階から市民の参加を促進します。 ②市は、市政への市民の多様な参加の機会を提供します。					
	取組み	地域懇談会等の開催					
	担当課	企画政策課					
D o 行 動 計 画	ス ケ 取 組 み ユ ー ル	年 度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
		取組み内容	地域懇談会等の開催	地域懇談会等の開催	地域懇談会等の開催	地域懇談会等の開催	地域懇談会等の開催
		備 考					
	現況評価及び今後の方向性	地域懇談会等を継続的に開催し、市民の皆さんと行政が情報を共有しながら、まちづくりについて幅広く意見交換できる機会を充実させます。					
C h e c k 評 価		取組み結果	地域懇談会等の開催				
	27年度に取り組んだ内容	15会場、404名のご参加をいただきました。					
	27年度における所属長の評価	市長選(7月)以降計画立案したため、10月からの開催となりましたが、市内10地区の各地域ごとに懇談会を開催し、各地域の意見を伺うとともに、高校生・大学生との懇談会を実施し、また、稲津中学校生徒の市政への提案発表の場を設けるなど、若者の意見を伺う機会も充実しました。いただいた意見については施策に反映しました。					
A c t 改 善	次年度に向けて見直す内容・改善する内容など	さらに地域独自の意見や各年齢層の方々の意見を伺うとともに、市民の意見を市の主要計画策定に効果的に反映することを検討します。					
P l a n 次 年 度 計 画	次年度における具体的取組み	地域懇談会でより地域の意見が有効に集約されるように、テーマを設定するなど、開催方法等を十分に検討し、幅広い市民の参加を図ります。					

瑞浪市まちづくり基本条例に基づく取組み推進方針 評価表

	条数	第18条					
	条文見出し	参加					
	条文	①市は、市政に関する計画の策定及び改廃については、その検討段階から市民の参加を促進します。 ②市は、市政への市民の多様な参加の機会を提供します。					
	取組み	公募委員制度					
	担当課	企画政策課					
D. 行動計画	スケジュール	年 度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
		取組み内容	公募委員制度のPRと募集	公募委員制度のPRと募集	公募委員制度のPRと募集	公募委員制度のPRと募集	公募委員制度のPRと募集
		備 考	新規制度				
	現況評価及び今後の方向性	平成26年度、「一般公募」と「候補者登録」を併用する公募委員制度を制定し、平成27年度から運用します。これにより、市政参加の機会を保障するとともに、より幅広く多様な意見を取り入れ、市民ニーズを的確にとらえた市政運営を目指します。					
C h e c k 評価		取組み結果	公募委員制度のPRと募集				
	27年度に取り組んだ内容	4回の公募選考委員会を実施し、7つの委員会等における公募委員の選考を行いました。					
	27年度における所属長の評価	市民の多様な意見を委員会等が検討する計画に反映させるため、庁内において公募委員の積極的な採用を呼びかけています。平成26年度から市民アンケートの送付対象者に対して、公募委員候補者の登録制度を周知し、候補者への登録を呼びかけています。					
A c t 改善	次年度に向けて見直す内容・改善する内容など	平成26年度に登録した候補者については、候補者登録機関が2年間であることから候補者としての有効期間が平成28年度中に終了するので、適切な名簿管理に努めます。					
P l a n 次年度計画	次年度における具体的取組み	引き続き、市民アンケートに公募委員候補者制度の案内と登録用紙を同封して、候補者の募集に努めるとともに、庁内における制度の理解も進めていきます。					

瑞浪市まちづくり基本条例に基づく取組み推進方針 評価表

	条数	第18条					
	条文見出し	参加					
	条文	①市は、市政に関する計画の策定及び改廃については、その検討段階から市民の参加を促進します。 ②市は、市政への市民の多様な参加の機会を提供します。					
	取組み	企業・大学等との協定締結					
	担当課	市民協働課 関係課					
D 。 行 動 計 画	スケ 取 組 み の 取 組 み 内 容	年 度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
		取組み内容	協定に基づく連携事業の実施	協定に基づく連携事業の実施	協定に基づく連携事業の実施	協定に基づく連携事業の実施	協定に基づく連携事業の実施
		備 考	市内3高校と協定				
	現況評価及び今後の方向性	市民と行政の協働によるまちづくりを進めるため、企業、大学等との協定を締結し、市民の参加を得ながら協働事業を実施します。					
C h e c k 評 価	取組み結果	<ul style="list-style-type: none"> <li>・各種域学連携事業の実施</li> <li>・市内3高等学校との連携に関する協定締結による協働事業の拡大</li> </ul>					
	27年度に取り組んだ内容	本年度は、夢づくりチャレンジ研究室 研究員の参加をはじめ、11事業を実施しました。また、広報みずなみ7月1日号において、平成26年度の実績報告及び平成27年度の事業予定を紹介しました。 更に、平成28年3月7日には、市内3高等学校との域学連携協定を締結しました。					
	27年度における所属長の評価	新たに市内3高等学校との域学連携協定を締結し、協働事業の枠組み拡大が行えた。また、以前から実施している事業についても、地域と連携し地元に着実に定着してきている。そういった事業については、今後も継続的に実施してもらいたい。					
A c t 改 善	次年度に向けて見直す内容・改善する内容など	本年度末に、新たに市内3高等学校と域学連携協定を締結したので、その枠組みを活かした協働事業の展開を図っていく。 域学連携事業について、学校側からの連携事業提案が増えるよう、呼びかけていく必要がある。実施事業について、効果の検証を学校を交えて行う必要がある。					
P l a n 次 年 度 計 画	次年度における具体的取組み	市内3高等学校との域学連携については、各学校の担当者との打合せ会議を開催し、今後の具体的な進め方などを協議・検討します。また、中京学院大学については、継続的な取組みと既存事業の見直しを行い、より効果のある事業とする。					



瑞浪市まちづくり基本条例に基づく取組み推進方針 評価表

	条数	第18条					
	条文見出し	参加					
	条文	①市は、市政に関する計画の策定及び改廃については、その検討段階から市民の参加を促進します。 ②市は、市政への市民の多様な参加の機会を提供します。					
	取組み	市が委嘱する各種審議会・委員会への女性委員の登用推進					
	担当課	生活安全課					
D 行動計画	スケジュール	年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
		取組み内容	庁内への啓発と現況調査	庁内への啓発と現況調査	庁内への啓発と現況調査	庁内への啓発と現況調査。参画率数値指標の見直し。	庁内への啓発と現況調査
	備考						
	現況評価及び今後の方向性	市が委嘱する各種審議会・委員等における女性の参画率は平成26年4月時点で29.5%と、3割を切る状況です。まちづくりに関する施策や方針等の決定過程における女性の参画拡大は、市民の意見を公平公正に反映するために非常に重要なため、女性の参画拡大を進めるよう庁内掲示板を活用し働きかけます。また平成30年度の『第2次男女共同参画プラン』の上半期の総括時には、達成度に応じて数値指標の見直しを行います。					
C Check 評価	取組み結果	・現況調査 ・庁内への啓発					
	27年度に取り組んだ内容	平成27年7月に各課等へ市が委嘱する各種審議会・委員等における女性委員の数を照会し、現況を調査しました。(平成27年4月時点で28.3%) 平成28年3月に庁内向け掲示板にて、市が委嘱する各種審議会・委員等における女性の登用拡大について依頼をしました。依頼の中で、参画率の目標数値の確認や公募委員制度の活用などの啓発を行いました。					
	27年度における所属長の評価	計画どおりに取組みを実施することができました。審議会等における女性委員の参画率はまだ低い状況にありますので、今後も継続した取組みが必要です。					
A 改善 Plan	次年度に向けて見直す内容・改善する内容など	特になし					
	次年度における具体的取組み	市が委嘱する各種審議会・委員等における女性委員の現況調査と、掲示板を活用した庁内への啓発を行います。					

瑞浪市まちづくり基本条例に基づく取組み推進方針 評価表

	条数	第18条					
	条文見出し	参加					
	条文	①市は、市政に関する計画の策定及び改廃については、その検討段階から市民の参加を促進します。 ②市は、市政への市民の多様な参加の機会を提供します。					
	取組み	認知症サポーター養成講座の実施					
	担当課	地域包括支援センター					
D o 行 動 計 画	スケジュール 取 組 み	年 度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
		取組み内容	認知症サポーター養成講座の開催(出前講座)	認知症サポーター養成講座の開催(出前講座)	認知症サポーター養成講座の開催(出前講座)	認知症サポーター養成講座の開催(出前講座)	認知症サポーター養成講座の開催(出前講座)
		備 考					
	現況評価及び今後の方向性	認知症になっても高齢者が住みやすいまちづくりを目指し、認知症サポーター養成講座を開催し、認知症に対する理解者を増やしていきます。またサポーターが地域の様々な場面で活躍してもらえるようフォローアップ講座を開催していきます。					
C h e c k 評 価	取組み結果	養成講座16回開催(441人) ステップアップ講座2回開催(44人)					
	27年度に取り組んだ内容	希望する団体に対しサポーター養成講座を実施しました。今年度はきなあつ瑞浪などの民間企業や警察署等に対して講座を行い、認知症支援の輪を広げました。また、過去の養成講座受講者に対し、ステップアップ講座を開催し、サポーターが地域で活躍できるような支援を行いました。					
	27年度における所属長の評価	認知症の初期の対応等の啓発に大変有意義です。今後も講座の対象を拡大しながら継続が必要です。					
A c t 改 善	次年度に向けて見直す内容・改善する内容など	講座を希望する団体に対しての開催が多かったので、一般市民が個人でも講座が受講できるよう、市主催の講座の企画をしていきます。					
P l a n 次 年 度 計 画	次年度における具体的取組み	学校教育課と連携しながら、小中学校対象の講座を開催していきます。一般市民、企業、受講済者等対象に合わせた内容の講座を開催していきます。					

瑞浪市まちづくり基本条例に基づく取組み推進方針 評価表

	条数	第19条					
	条文見出し	住民投票					
	条文	①市長は、市政に関する重要事項について、広く住民の意思を確認するため、条例で定めるところにより、住民投票を実施することができます。 ②前項の条例には、それぞれの事案に応じ、住民投票の実施に関し必要な事項を定めるものとします。 ③議会及び市長は、住民投票が実施された場合は、その結果を最大限尊重します。					
	取組み	住民投票条例の策定研究					
	担当課	市民協働課					
D o 行 動 計 画	スケ ジ ュ ー ル 取 組 み	年 度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
		取組み内容	住民投票事例等情報収集	住民投票事例等情報収集	住民投票事例等情報収集	住民投票事例等情報収集	住民投票事例等情報収集
		備 考					
	現況評価及び今後の方向性	市として住民投票が必要となった場合、速やかに住民投票が実施できるよう、全国各地の住民投票事例を研究するなど、情報収集に努めます。					
C h e c k 評 価	取組み結果	住民投票事例等情報収集					
	27年度に取り組んだ内容	住民投票事例等の情報収集を行いました。					
	27年度における所属長の評価	条例施行初年度ということもあり、条例周知やまちづくり会議運営等の取組みに重点を置いたため、効果的な情報収集を行うことができませんでした。					
A c t 改 善	次年度に向けて見直す内容・改善する内容など	市政の動向を注視し、本市における住民投票条例の必要性を考えながら研究を行っていく必要があります。					
P l a n 次 年 度 計 画	次年度における具体的取組み	引き続き、情報収集に努めます。					

瑞浪市まちづくり基本条例に基づく取組み推進方針 評価表

	条数	第20条					
	条文見出し	市民まちづくり会議の設置					
	条文	<p>①市長は、この条例の実効性を確保するため、市民まちづくり会議を設置し、毎年開催することとします。</p> <p>②市民まちづくり会議は、市長の諮問に応じ、この条例の運用状況を検証し、まちづくりに関する施策等について答申するほか、これらについて提言することができます。</p> <p>③前2項に規定するもののほか、市民まちづくり会議の組織及び運営に関し必要な事項は、別に定めます。</p>					
	取組み	市民まちづくり会議の設置、運営					
	担当課	市民協働課					
D o 行 動 計 画	スケ 取 組 み ユ ー ル	年 度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
		取組み内容	条例施行、会議の設置運営	会議の運営	会議の運営	会議の運営	会議の運営
		備 考					
	現況評価及び今後の方向性	市民まちづくり会議設置条例に基づき会議を運営します。					
C h e c k 評 価		取組み結果	条例施行、会議の設置運営				
	27年度に取り組んだ内容	7月に11名の委員に委嘱を行い、3月までに合計3回の市民まちづくり会議を開催しました。会議では、市の取組状況を評価するほか、まちづくり全般に対する取組について意見交換を行うなど、条例の運用状況についての検証を行いました。					
	27年度における所属長の評価	会議運営について、まちづくり会議委員の提案や意見等を取り入れながら検証を進めました。今後も適宜委員の意向を伺うなど、進め方について工夫することが必要です。					
A c t 改 善	次年度に向けて見直す内容・改善する内容など	市民が主役のまちづくりを推進するため、行政主導の検証のみとするのではなく、委員の提案や意向等も取り入れながら検証を進めます。 市民まちづくり会議において、効果的な検証方法を検討していく必要があります。					
P l a n 次 年 度 計 画	次年度における具体的取組み	委員に対しアンケート調査を行います。委員からの提案等を参考に、検証内容等を見直しながら会議運営をします。 任期満了に伴い委員の半数の改選を行います。また、委員が会議の必要性を十分理解するように、説明を行います。					

瑞浪市まちづくり基本条例に基づく取組み推進方針 評価表

	条数	第20条					
	条文見出し	市民まちづくり会議の設置					
	条文	<p>①市長は、この条例の実効性を確保するため、市民まちづくり会議を設置し、毎年開催することとします。</p> <p>②市民まちづくり会議は、市長の諮問に応じ、この条例の運用状況を検証し、まちづくりに関する施策等について答申するほか、これらについて提言することができます。</p> <p>③前2項に規定するもののほか、市民まちづくり会議の組織及び運営に関し必要な事項は、別に定めます。</p>					
	取組み	庁内の条例推進体制の整備と進捗状況の評価					
	担当課	市民協働課					
D 。 行 動 計 画	スケジュール	年 度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
		取組み内容	推進方針決定 PDCAサイクルの実施	PDCAサイクルの実施	PDCAサイクルの実施	PDCAサイクルの実施	PDCAサイクルの実施
	備 考						
	現況評価及び今後の方向性	基本条例の取組み推進方針を定め、各年度で前年度の実績値を踏まえながら評価を行い、より効果的な施策・事業を各課が提案できるような形で、PDCAサイクルを働かせていきます。					
C h e c k  評 価	取組み結果	推進方針決定 PDCAサイクルの実施					
	27年度に取り組んだ内容	庁内各部署において27年度の取組評価及び28年度に向けた取組の見直しを実施するよう関係各課へ依頼。また、庁内各部署において新規事業の検討をするように呼びかけを実施。					
	27年度における所属長の評価	各部署では事業等が硬直化する中、まちづくり基本条例に照らし合わせた新しい施策・事業実施が提案されるように呼びかけを行う必要があります。					
A c t  改 善	次年度に向けて見直す内容・改善する内容など	各課の取組状況確認調査時期について、3月上旬から中旬にかけて行うよう検討する。市民まちづくり会議における検証結果を担当課へ確実に伝えていく必要がある。					
P l a n  次 年 度 計 画	次年度における具体的取組み	引き続き、関係各課においてPDCAサイクルの実践を行うように促します。					

瑞浪市まちづくり基本条例に基づく取組み推進方針 評価表

	条数	第21条					
	条文見出し	条例の見直し					
	条文	市長は、5年を超えない期間ごとに前文に掲げられた理念に照らし条例を見直し、必要な場合は改正等の措置を講じます。					
	取組み	条例の見直し					
	担当課	市民協働課					
D o 行 動 計 画	スケジュール	年 度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
		取組み内容	基本条例施行	見直し検討、必要があれば審議会の開催	見直し検討、必要があれば審議会の開催	見直し検討、必要があれば審議会の開催	審議会開催
		備 考					
	現況評価及び今後の方向性	条例施行後5年以内に、まちづくり基本条例の運用や市民まちづくり会議の検証の中で洗い出された課題について検討し、必要があれば条例の改正を行います。					
C h e c k 評 価		取組み結果	基本条例施行				
	27年度に取り組んだ内容	まちづくり基本条例施行に伴い、広報連載記事の掲載、条例施行チラシの全戸配布などにより広く市民に条例の周知を行いました。また、市民まちづくり会議を合計3回開催し、市長の諮問に応じ、条例の運用状況などについて検証が行われました。					
	27年度における所属長の評価	条例施行をし、取組み方針による評価を取りまとめており、まちづくり会議での意見を踏まえながら必要に応じた見直しを検討していきます。					
A c t 改 善	次年度に向けて見直す内容・改善する内容など	条例の見直しを検討していく上で、現在の条例の運用状況を把握していく必要があります。					
P l a n 次 年 度 計 画	次年度における具体的取組み	運用状況をみながら、必要に応じて見直しを行います。					